

**大紀町障がい者計画
及び
第3期大紀町障がい福祉計画**

平成24年3月

大 紀 町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	計画策定の体制	2

第2章 障がいのある人の現状

1	人口の状況	3
2	障がいのある人（子ども）の状況	5
3	障がいのある人（子ども）の就学等の状況	10
4	各種サービスの提供状況	11
5	人的資源の状況	15
6	障がい福祉サービスの提供状況	17
7	アンケート調査結果	21

第3章 基本的考え方

1	基本理念	27
2	計画の基本目標	29
3	計画の体系	31

第4章 障がい者福祉施策の方向

基本目標1	地域でともに生活するために	33
1	障がい福祉サービスの充実	33
2	地域生活支援事業の充実	34
3	安心して生活するための支援の充実	35
基本目標2	地域で健やかに暮らしていくために	36
1	保健・医療サービスの充実	36
2	精神保健福祉施策の充実	37
基本目標3	社会的自立を促進するために	38
1	とぎれのない支援の強化	38
2	特別支援教育の推進	39
3	就労・雇用の促進	40
基本目標4	生活の質の向上を目指して	42
1	相談支援体制の充実	42
2	住環境の整備	43
3	スポーツ・文化活動の推進	44

基本目標 5 安全な暮らしを確保するために	45
1 バリアフリー化の推進	45
2 移動・交通対策の推進	46
3 防災・防犯体制の充実	47
基本目標 6 心のバリアを取り除くために	48
1 啓発・広報活動の推進	48
2 福祉教育の推進	49
3 ボランティア活動の推進	50

第5章 障がい福祉サービスの見込み量と確保のための方策（第3期障がい福祉計画）

1 障がい福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方	51
2 自立支援システムの全体像	52
3 自立支援給付	53
4 地域生活支援事業	53
5 第3期計画策定にあたっての考え方	55
6 平成26年度の目標値	58
7 自立支援給付の目標値	60
7 地域生活支援事業の目標値	70

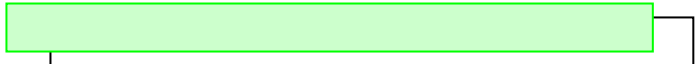
第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	77
-----------	----

資料編

1 大紀町自立支援協議会設置及び運営要綱	79
2 大紀町自立支援協議会と会議の流れ	81
3 大紀町自立支援協議会委員名簿	82
4 大紀町障がい者計画及び第3期障がい福祉計画策定の経過	83

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

国においては、障害者自立支援法や障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の整備等障がいのある人の法律や制度の改革が進められてきています。本町においては、平成14年3月に障害者基本法に基づいた「度会三部（大宮町・紀勢町・大内山村）障害者計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。また、平成18年4月の障害者自立支援法の施行にあわせて障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画である「大紀町障害福祉計画」を策定し、平成21年には、計画を見直し、第2期の「障害福祉計画」を策定しています。

このように障がい福祉施策の充実に努めてきましたが、この度これまで推進してきた障がい福祉施策の必要な見直しを行い、障がいのある人の法律や制度の動向、本町の障がいのある人の実態を踏まえながら、新たな「大紀町障がい者計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

大紀町障がい者計画は、「障害者基本法」に規定された「障害者基本計画」として、国及び県の計画を基本に策定したものであり、本町における障がいのある人を取りまく状況及び社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を示すものです。また、この計画は、障がいのある人の福祉施策全般を網羅するだけでなく、障がいのある人本人のライフステージに応じた施策を盛り込んでいます。このため、該当する施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用、まちづくり、スポーツ・文化等、生活全般に関連する幅広いものとなっています。したがって、この計画は、全庁的な取り組みや町民、民間事業者、各種関係団体が、それぞれの立場において自主的かつ積極的に活動を行うための行動指針となるものです。

「障害者基本法」に定める障がい者施策の全般を網羅する「障がい者計画」を策定する一方、「障害者自立支援法」に定める障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「大紀町第2期障害福祉計画」が見直しの時期を迎えたため、「大紀町障がい者計画」と「大紀町第3期障がい福祉計画」を同時に策定することとします。

なお、計画策定にあたっては国や県の計画や方針、町の総合計画、その他の関連計画と整合を図りながら策定します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 24～32 年度までの9年間とします。

障害者自立支援法に定める「障がい福祉計画」については平成 24～26 年度までの3年間の計画となります。

なお、国の法律や制度の改正の状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間

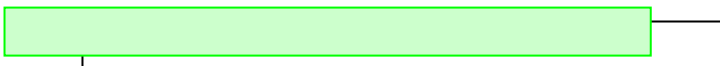
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
大紀町障がい者計画								
大紀第3期障がい福祉計画			第4期計画			第5期計画		

4 計画策定の体制

障がいのある人の現状や意向を把握するため、平成 23 年 9～10 月に、本町における身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。また、一般町民を対象に、障がいに対する理解や認識を把握するためのアンケート調査を実施しました。

こうしたアンケート結果等をもとに、本町の保健、医療、福祉の各代表者等により構成する大紀町自立支援協議会で審議し、計画を策定します。

第2章 障がいのある人の現状



1 人口の状況

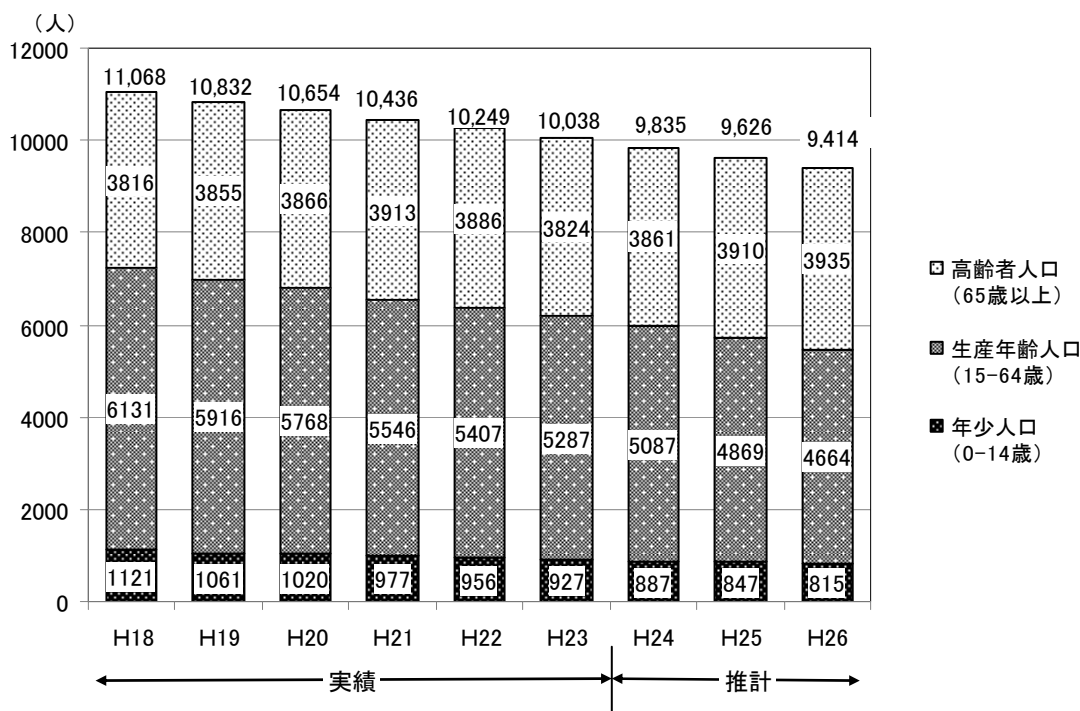
(1) 人口の推移

本町の人口は、平成 18 年の 11,068 人から、平成 23 年の 10,038 人へと減少しています。

高齢者人口は逆に、平成 18 年の 3,816 人から平成 23 年の 3,824 人へとわずかながら増加しています。5年間の伸び率はおよそ 1.02 倍であり、高齢者の増加が顕著となっています。

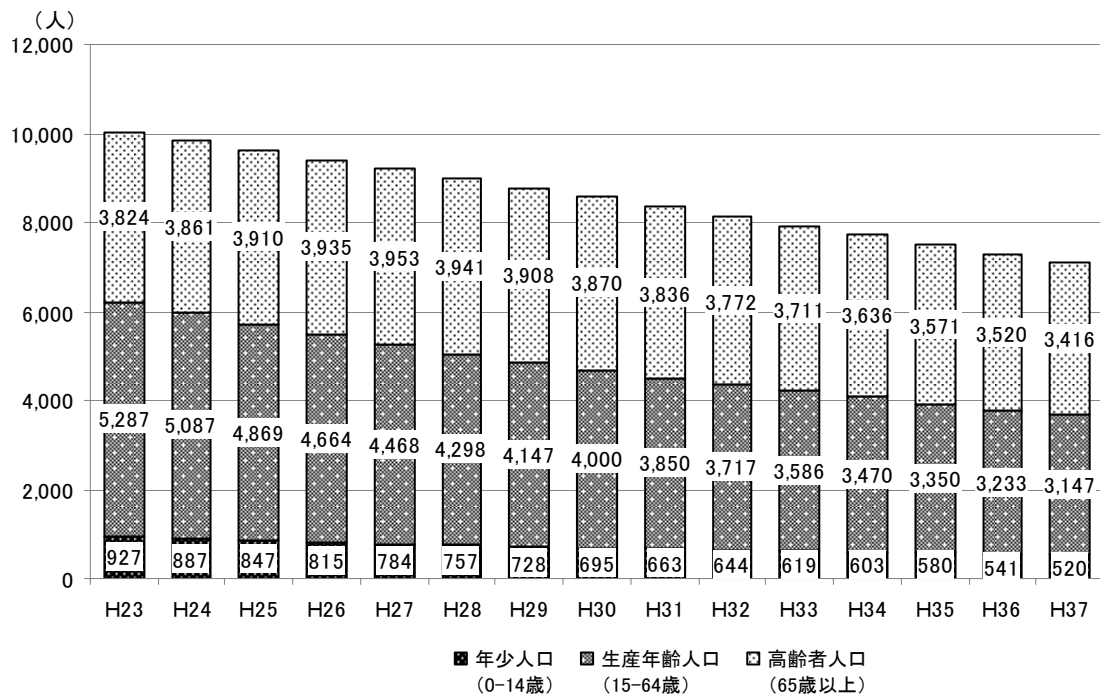
町の人口の将来推計は、平成 24 年には 1 万人を下回り 9,835 人から一貫して減少傾向が続き、平成 26 年には 9,414 人になると予想されます。

図 人口の推移



資料:住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

図 人口の将来推計



2 障がいのある人（子ども）の状況

（１） 身体障がい者（児）の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

平成23年4月1日現在、町内で身体障害者手帳を所持している人は648人となっています。平成18年度からの年次推移をみると、平成18年度の627人から平成23年度には648人へと21人増加しています。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 (人) (%)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H18～H23 増減率
0～17歳	4	4	4	4	4	4	100.0
18～64歳	140	134	133	140	137	131	93.6
65歳以上	483	494	498	505	506	513	106.2
手帳所持者合計	627	632	635	649	647	648	103.3

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

平成23年度の障がいを等級別でみると、1級が最も多く171人となっており、次いで4級が151人、3級が145人となっています。

障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	163	164	157	164	169	171
2級	113	108	105	103	93	99
3級	139	142	144	140	146	145
4級	139	137	143	148	152	151
5級	29	30	33	35	33	34
6級	44	51	53	59	54	48
計	627	632	635	649	647	648

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

②障がいの種類別人数

平成23年度の障がいを種類別で見ると、肢体不自由が363人と最も多く、身体障がい者全体の約半数を占めており、次いで内部障がい174人、聴覚平衡機能障がい69人、視覚障がい39人の順となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
視覚障がい	35	36	32	32	34	39
聴覚平衡機能障がい	73	77	76	82	78	69
音声・言語・そしゃく 機能障がい	2	2	2	1	0	3
肢体不自由	352	348	352	360	363	363
内部障がい	165	169	173	174	172	174
計	627	632	635	649	647	648

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

(2) 知的障がい者（児）の状況

①療育手帳の所持者数の推移

平成23年4月1日現在、町内で療育手帳を所持している人は65人となっています。平成18年度からの年次推移をみると、平成18年度の68人から平成23年度には65人へと3人減少しています。

年齢別療育手帳所持者数の推移

(人) (%)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H18~H23 増減率
0~17歳	4	4	3	4	6	4	100.0
18~64歳	56	56	57	54	52	52	92.9
65歳以上	8	8	9	10	8	9	112.5
手帳所持者 合計	68	68	69	68	66	65	95.6

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

②障がいの程度別の人数

平成23年度の障がいを等級別でみると、A1(最重度)が12人、A2(重度)が28人、B1(中度)が17人、B2(軽度)が8人となっています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A1(最重度)	11	11	12	13	13	12
A2(重度)	31	32	32	32	28	28
B1(中度)	15	15	16	15	16	17
B2(軽度)	11	10	9	8	9	8
計	68	68	69	68	66	65

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

(3) 精神障がい者（児）の状況

①精神保健福祉手帳所持者数の推移

平成23年4月1日現在、町内で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は58人となっています。平成18年度からの年次推移をみると、平成18年度の43人から平成23年度には58人へと15人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H18~H23 増減率
0~17歳	0	0	0	0	0	0	—
18~64歳	35	33	37	39	42	42	120.0
65歳以上	8	10	12	12	15	16	200.0
手帳所持者 合計	43	43	49	51	57	58	134.9

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

②障がいの程度別人数

平成23年度の障がいを等級別でみると、1級が9人、2級が44人、3級が5人となっています。

障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	5	7	7	7	9	9
2級	32	31	37	37	42	44
3級	6	5	5	7	6	5

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

③通院医療費公費負担受給者

平成18年度から平成23年度までの通院医療公費負担状況の推移をみると、平成23年度の受給者は113人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H18~H23 増減率
受給者合計	114	99	99	101	107	113	99.1

※平成23年度は、平成24年2月末現在

資料：健康福祉課

(4) 重複障がい者（児）の状況

平成24年2月現在、町内で身体障害者手帳と療育手帳の両方を所持している重複障がい者は19人となっています。

年齢別重複障がい者（児）の状況（平成24年2月現在） (人)

区 分	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数	0	16	3	19

資料：健康福祉課

(5) 発達障がい児の状況

①発達障がい児の状況

平成23年度の発達障がい児の状況をみると、0～5歳が5人、6～12歳が8人、13～15歳が4人の計17人となっています。

発達障がい児の状況 (人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0歳～5歳	0	1	3	2	4	5
6歳～12歳	3	3	3	5	7	8
13歳～15歳	0	0	0	0	1	4

※平成23年度は、平成24年2月末現在

資料：健康福祉課

3 障がいのある人（子ども）の就学等の状況

(1) 小学校入学前の障がい児の教育・療育等

①保育所・幼稚園

平成23年4月10日現在、町内には保育所が5か所あり、4人の障がい児が通っています。

また、それぞれの障がい児に1人の保育士を加配しています。

保育所・幼稚園の状況(平成23年4月10日現在) (人)

区 分		未満児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育所	在籍児数	5	18	31	60	42	48
	在籍障がい児数	0	0	1	2	0	1
	加配保育士数	0	0	1	2	0	1

資料:健康福祉課

(2) 小・中学校、特別支援学校への通学状況

平成23年4月1日現在、町内には4か所の小学校、2か所の中学校があります。このうち特別支援学級数は小学校で3学級、中学校で1学級となっており、小学校に通っている児童は3人、中学校に通っている障がいのある生徒は1人となっています。

また、平成23年4月1日現在、特別支援学校に通学している児童・生徒は1人となっています。

小・中学校の特別支援学級の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	学校数(校)	学級数(学級)	障がい児数(人)
小学校	4	3	3
中学校	2	1	1

資料:教育委員会

特別支援学校の通学状況(平成23年4月1日現在) (人)

種別	学校名	小学部	中学部	高等部
特別支援学校	三重県立玉城わかば学園	0	1	1
特別支援学校	三重県立くろしお学園おわせ分校	0	0	1

資料:教育委員会

4 各種サービスの提供状況

(1) 保健・医療サービス

①乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、心身の発達の遅れ等、乳幼児の異常を早期に発見し、適切な支援を進めていくために行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図る上で非常に重要です。

乳幼児健康診査は、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に行われています。

4か月児健診

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数(人)	49	47	45	45
受診者数(人)	45	47	45	39
受診率(%)	91.8	100.0	100.0	86.7

10か月児健診

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数(人)	45	50	57	43
受診者数(人)	43	50	52	40
受診率(%)	95.6	100	91.2	93.0

1歳6か月児健診

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数(人)	52	37	49	62
受診者数(人)	47	38	47	60
受診率(%)	90.4	102.7	95.8	96.8

2歳6か月児健診

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数(人)	50	39	38	55
受診者数(人)	41	38	35	43
受診率(%)	82.0	97.4	92.1	78.1

3歳6か月児健診

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数(人)	64	52	52	41
受診者数(人)	60	49	49	41
受診率(%)	93.8	94.2	94.2	100.0

※年度末現在

資料:健康福祉課

(2) 重度心身障がい者（児）医療費の助成

重度心身障がい者(児)医療費の助成は、平成 23 年度で受給者が 583 人、件数が 11,484 件、助成合計額が 49,767 千円となっています。

重度心身障害者(児)医療費の助成

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受給者数（人）	587	600	665	565	593	583
助成件数（件）	11,800	11,859	12,966	12,227	11,659	11,484
助成額合計(千円)	48,778	57,790	55,877	53,208	52,190	49,767

※平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

資料：健康福祉課

(3) 自立支援医療による自己負担額の軽減

障がいのある人が、その障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。

対象となる主な障がいは、関節拘縮等の肢体不自由、白内障等の視覚障がい、心臓機能障がいや肝臓機能障がい等の内部障がいです。

平成 25 年度より障がい児の育成医療が開始されます。（平成 24 年度まで県事業）

自立支援医療制度

(件)

医療区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生医療	0	0	23	17	19	22

※平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

資料：健康福祉課

(4) その他のサービスの状況

①補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は、障がいのある人の自立促進や社会参加のため、身体障害者手帳を持っている方に対し、身体上の障がいを補うための用具（補装具）の交付・修理を行うものです。

補装具の交付・修理の状況

(件)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	
義 肢	3	5	2	3	1	4	2	2		1	1	2	
装 具	12	2	5		1	1	3	1	3	1		1	
座位保持装置					2								
盲人安全つえ	1												
義 鏡													
眼 鏡									2		1		
補聴器	高度難聴	4	2	6		5	2	7	1	1	1	2	2
	重度難聴	5		1	3	2		2	4	2		2	1
	眼鏡型											1	
車いす	普通型	5	12	6	4	5	8	3	8	2	5	2	8
	その他				1			2		2	2	1	1
電動車いす	2	1		4		4	1			2		3	
歩行器	2												
歩行補助つえ	4						2		2				
頭部保護帽	1	1											
ストマ用装具	41		63		84		83		94		82		
意思伝達装置							1						
計	80	23	83	15	100	19	106	16	108	12	92	18	

※平成23年度は、平成24年2月末現在

資料：健康福祉課

②障害者福祉サービス利用者負担額減免補助金

障がいのある人等の自立支援と社会参加を促進するため、障がい福祉サービス（居宅系サービスに限る）の利用にかかる負担額の軽減を図ります。

障害者福祉サービス利用者負担額減免事業の状況 (件)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
減免件数	23	28	31	39	8

※平成23年度は、平成24年2月末現在

資料：健康福祉課

③透析患者通院費補助金

人工透析治療等のために多頻度の通院を強いられる障がいのある人等の経済的負担の軽減を図ります。

透析患者通院費補助事業の (件)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補助件数	20	14	10	13

※平成23年度は、平成24年2月末現在

資料：健康福祉課

5 人的資源の状況

(1) 専門職の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の本町における各種専門職の状況は、保健師が 6 人、管理栄養士が 1 人、介護福祉士が 12 人、介護支援専門員が 9 人、ヘルパー 2 級が 29 人となっています。

職 種	町	社会福祉協議会
保健師	6	0
管理栄養士	1	0
介護福祉士	0	12
介護支援専門員	2	7
ヘルパー 2 級	0	29

資料：健康福祉課(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(2) 相談員の設置状況

平成23年4月1日現在、本町には43名の民生委員・児童委員、1名の身体障がい者相談員、1名の知的障がい者相談員がおり、身近な相談や支援活動等、地域福祉の担い手として、地域の実情にあった活動を行っています。

相談員の状況 (人)

職 種	人 員
民生委員・児童委員	43
身体障がい者相談員	1
知的障がい者相談員	1

資料:健康福祉課(平成23年4月1日現在)

(3) ボランティア団体等の登録状況

本町においては、平成23年3月では、13団体がボランティア団体として大紀町社会福祉協議会に登録しており、登録人員は、団体、個人登録者を合わせると321人になります。

ボランティア団体等の登録状況

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
団体	団体数(団体)	25	17	13	13	13
	人数(人)	566	395	266	314	314
個人(人)		0	1	7	7	7
計(人)		566	396	273	321	321

資料:社会福祉協議会

6 障がい福祉サービスの提供状況

(1) 自立支援給付 【介護・訓練等給付】

①訪問系サービス

訪問系サービスをみると、平成23年度の実績は101時間分となっています。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	71時間分	106時間分	101時間分
重度訪問介護			
重度障害者等包括支援			
行動援護			

※重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護は平成21～23年度に実績なし。

平成23年度は、平成24年2月末現在

②日中活動系サービス

日中活動系サービスをみると、平成23年度の実績は生活介護では404人日、児童デイサービスでは13人日、短期入所（ショートステイ）では17人日となっています。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	0人	0人	0人
生活介護	307人日	399人日	404人日
児童デイサービス	4人日	16人日	13人日
短期入所(ショートステイ)	18人日	21人日	17人日
自立訓練(機能訓練)	32人日	18人日	0人日
自立訓練(生活訓練)	34人日	16人日	0人日

平成23年度は、平成24年2月末現在

就労支援をみると、平成 23 年度の実績は、就労継続支援（A型）では 22 人日、就労継続支援（B型）では 359 人日となっています。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	0人日	0人日	0人日
就労継続支援(A型)	0人日	22人日	22人日
就労継続支援(B型)	248人日	311人日	359人日

平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

③居住系サービス

a) 施設入所支援

施設入所支援をみると、平成 23 年度の実績は 20 人となっています。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	18人	17人	20人

平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

b) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）をみると、平成 23 年度の実績は共同生活援助（グループホーム）が 2 人、共同生活介護（ケアホーム）が 15 人の計 17 人となっています。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助 （グループホーム）	1人	1人	2人
共同生活介護 （ケアホーム）	15人	16人	15人

平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

（2） 指定相談支援

①指定相談支援事業

指定相談支援事業をみると、平成 23 年度では利用者はみられませんでした。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援事業	0人	0人	0人

平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

(3) 地域生活支援事業

①相談支援事業

相談支援事業をみると、平成 23 年度の実績は、実人数 50 人、延べ件数 311 件となっています。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実人数	49人	56人	50人
延べ件数	400件	474件	311件

平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

②移動支援事業

移動支援事業をみると、平成 23 年度の実績は、利用者は 4 人、月あたりの利用時間は 39 時間となっています。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	3人	3人	4人
	32時間/月	36時間/月	39時間/月

平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

③コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業をみると、平成 23 年度では利用者はみられませんでした。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	1人	1人	0人

平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

④日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等の事業をみると、平成23年度の実績は、介護訓練支援用具が1件、自立生活支援用具が2件、在宅療養等支援用具が2件、情報・意思疎通支援用具が3件、排泄管理支援用具が189件、住宅改修費が2件となっています。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①介護訓練支援用具	4件	2件	1件
②自立生活支援用具	3件	4件	2件
③在宅療養等支援用具	3件	2件	2件
④情報・意思疎通支援用具	1件	3件	3件
⑤排泄管理支援用具	223件	232件	189件
⑥住宅改修費	4件	0件	2件

平成23年度は、平成24年2月末現在

⑤地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の実績をみると、平成23年度では利用者はみられませんでした。

	実績		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター事業	0人	0人	0人

7 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

計画を改定するにあたって、基礎的な資料とすることを目的とし、障がいのある人（身体・知的・精神）、障がい児、障がいのない人を対象に、生活実態やサービスの利用状況、今後の施策ニーズ、障がい者福祉に対する障がいのない人の意識を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の実施概要

①調査対象者

1) 障がいのある人

町内在住の身体障害者手帳（1級～4級）、療育手帳（A1～B2）、精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）を持つ人 計 233 人

2) 障がい児

町内在住の 18 歳未満で障害者手帳を持つ人 計 11 人

3) 障がいのない人

町内在住の 20 歳以上の人 計 500 人

②調査期間

平成 23 年 9 月 22 日～10 月 11 日（調査基準日 平成 23 年 9 月 1 日）

③抽出方法

無作為抽出

④調査方法

郵送による配布・回収にて実施しました。

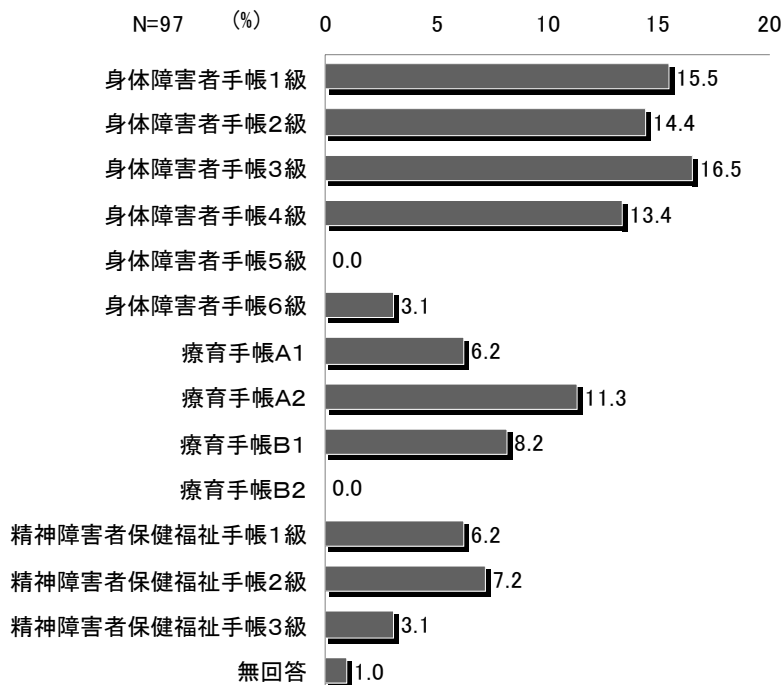
⑤調査票の回収結果

調査の区分	配布数 (人) A	回収数 (人) B	回収率 (%) B/A	有効回答者数 (人) C	有効回答率 (%) C/A
障がいのある人	233	102	43.8	99	42.5
障がい児	11	5	45.5	5	45.5
障がいのない人	500	290	58.0	290	58.0

(3) 調査結果の概要

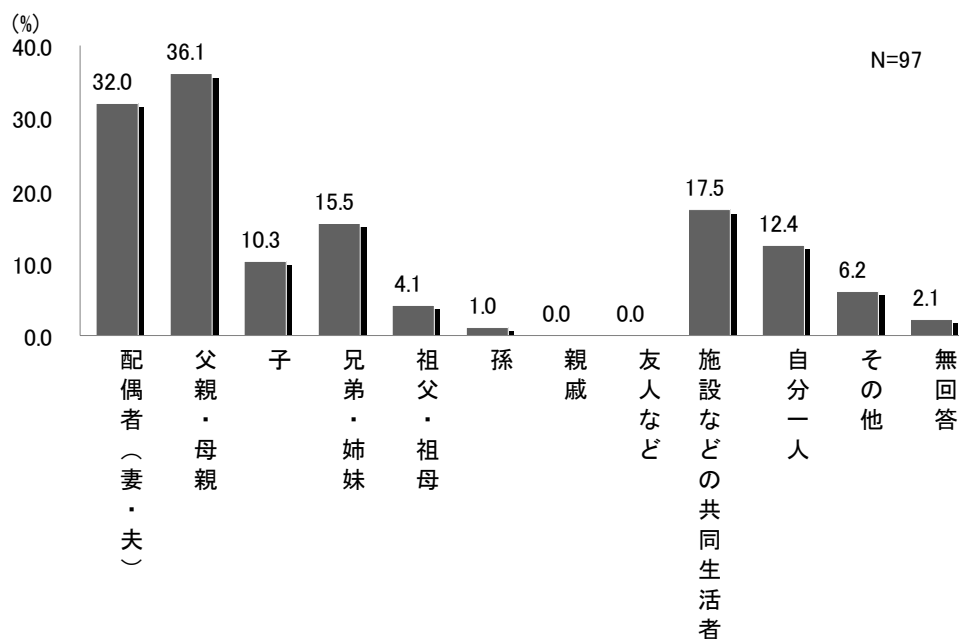
①調査対象者の手帳の所持状況

所持している手帳の等級については、「身体障害者手帳3級」(16.5%)が最も多く、次いで「身体障害者手帳1級」(15.5%)の順となっています。



②同居者の状況

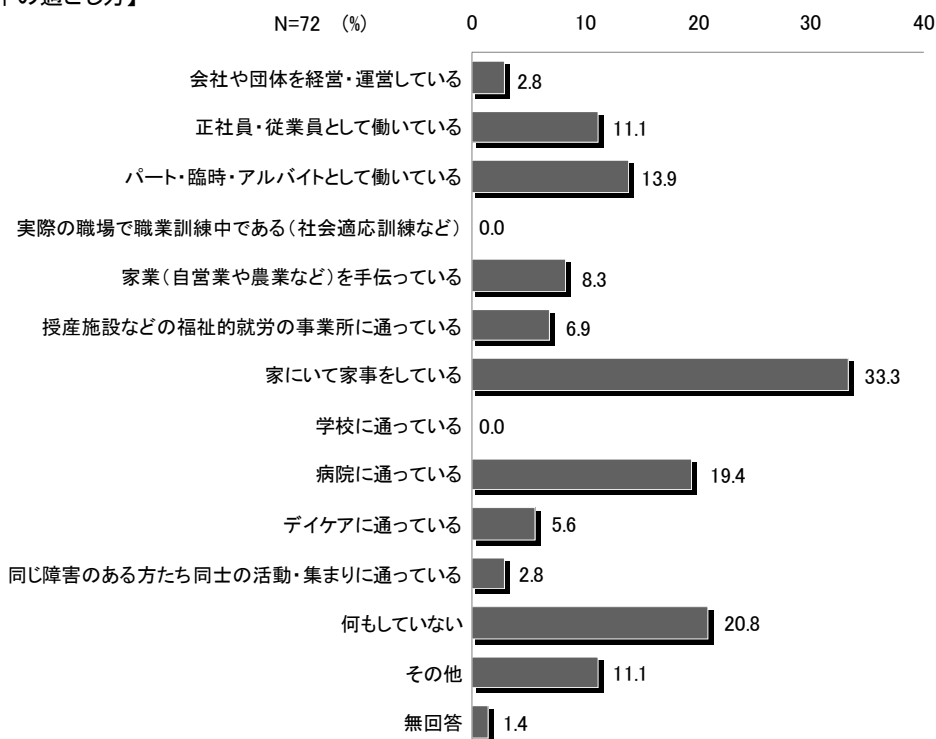
現在、一緒に暮らしている方は「父親・母親」(36.1%)が最も多く、次いで「配偶者(妻・夫)」(32.0%)、「施設などの共同生活者」(17.5%)の順となっています。



③日中の過ごし方

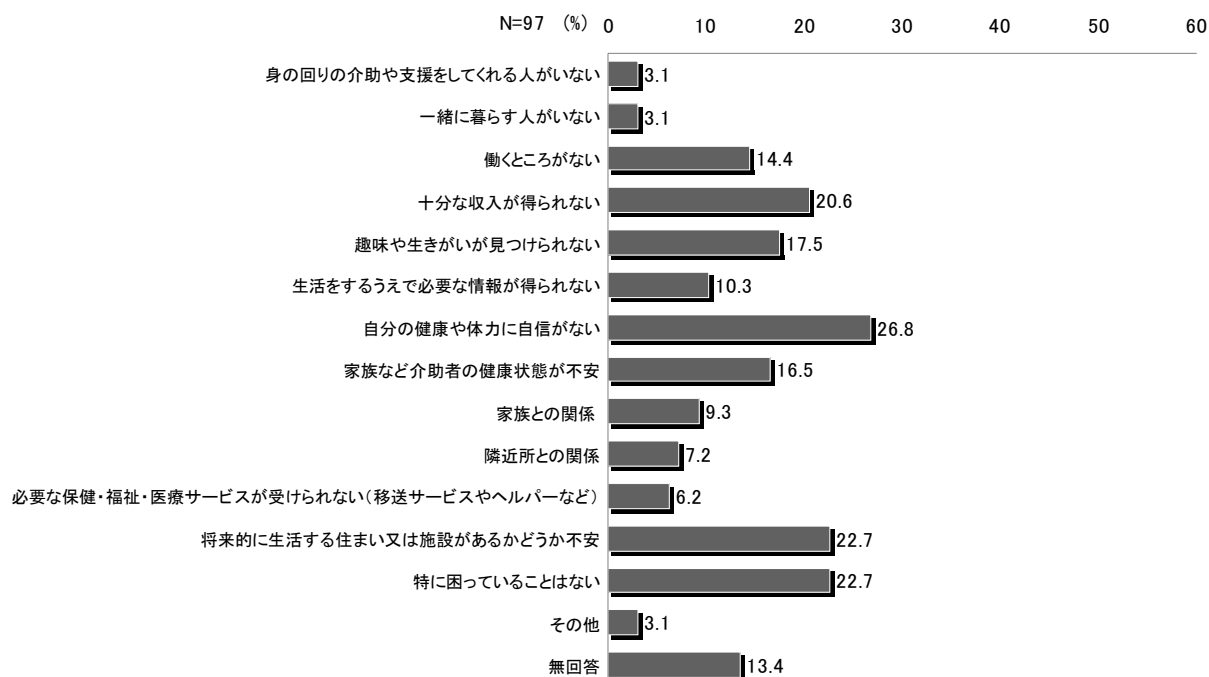
日中の過ごし方については、「家にいて家事をしている」(33.3%)が最も多く、次に「何もしていない」(20.8%)となっています。

【日中の過ごし方】



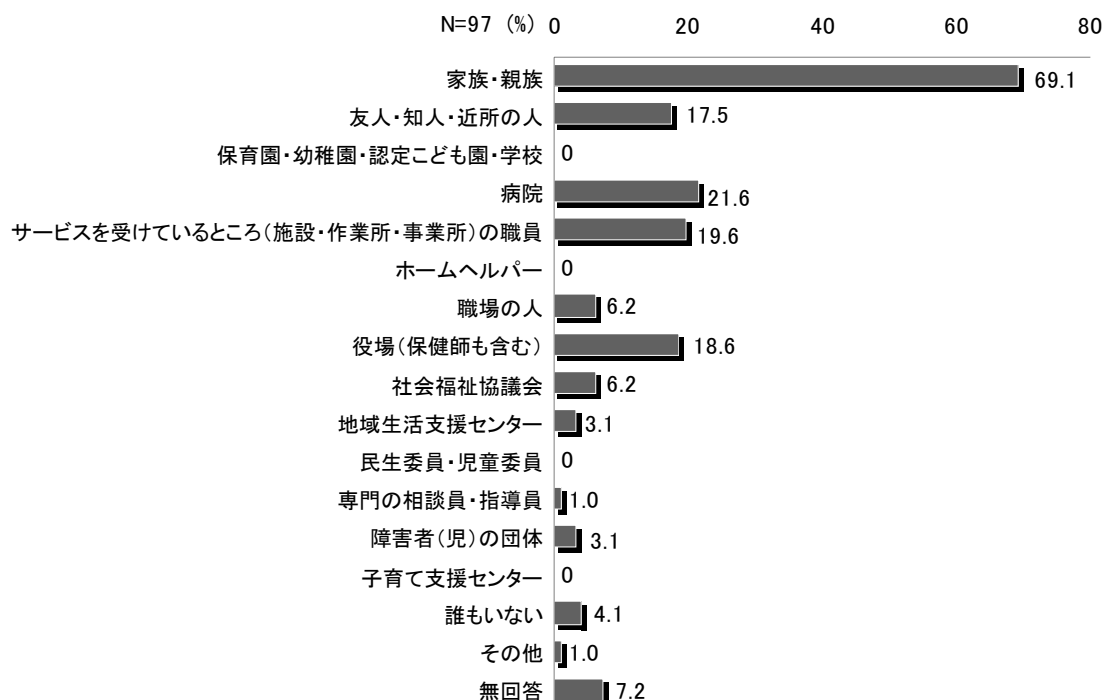
④困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」(26.8%)が最も多く、次いで「将来的に生活する住まい又は施設があるかどうか不安」「特に困っていることはない」(22.7%)の順となっています。



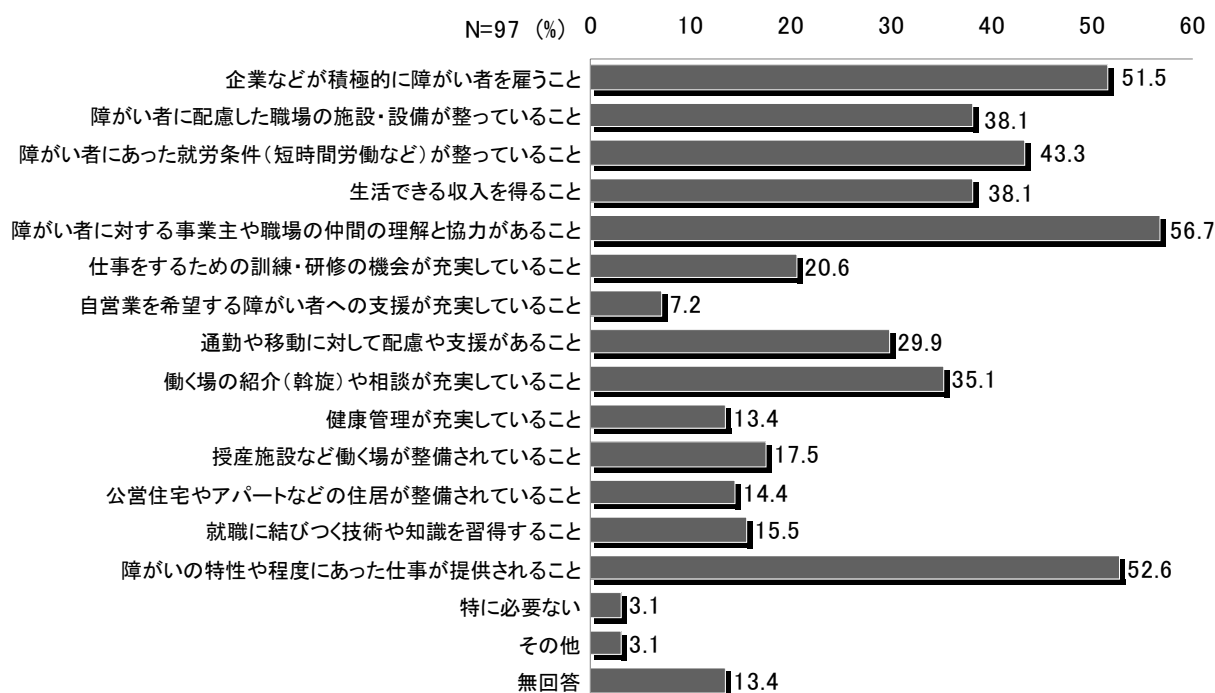
⑤相談相手

悩みや困ったことを相談する相手については、「家族・親族」が69.1%と最も多くなっています。



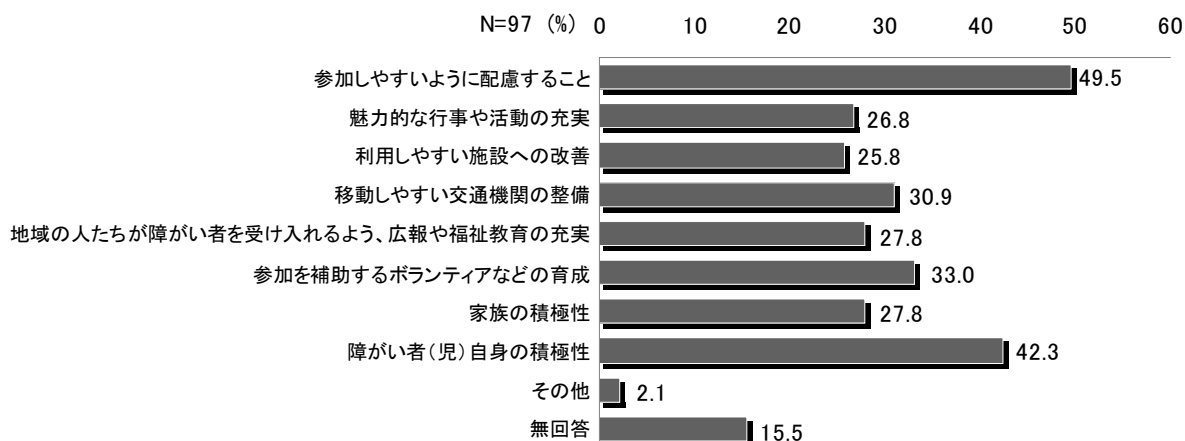
⑥障がいのある人が働くために必要なこと

障がいのある方が働くために必要なことは、「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」(56.7%)が最も多く、次いで「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」(52.6%)、「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」(51.5%)の順となっています。



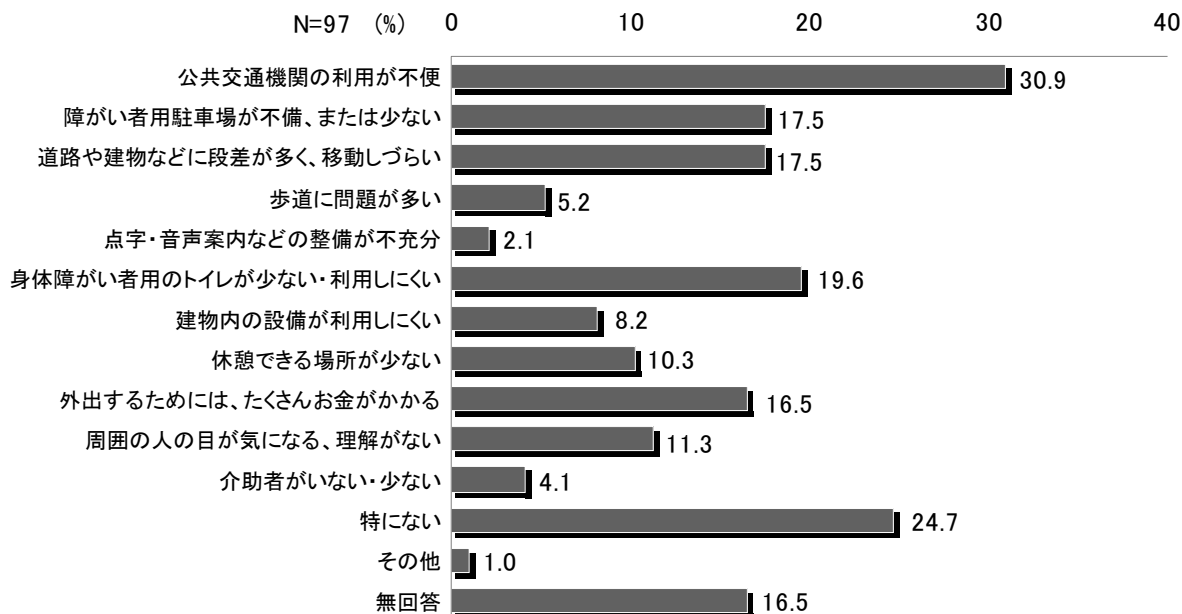
⑦障がいのある人が地域や社会に積極的に参加するために

障がいのある方が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことは、「参加しやすいように配慮すること」が49.5%と最も多く、次いで「障がい者（児）自身の積極性」（42.3%）、「参加を補助するボランティアなどの育成」（33.0%）の順となっています。



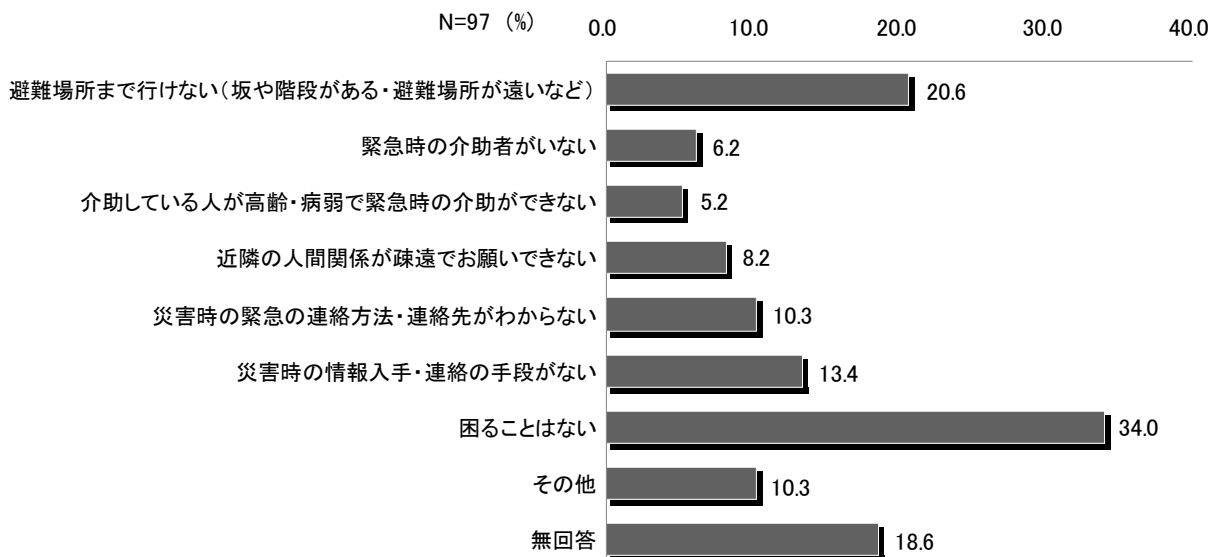
⑧外出時の困りごと

外出の際に不便に感じたり困ったことは、「公共交通機関の利用が不便」（30.9%）が最も多く、次いで「特にない」（24.7%）、「身体障がい者用のトイレが少ない・利用しにくい」（19.6%）の順となっています。



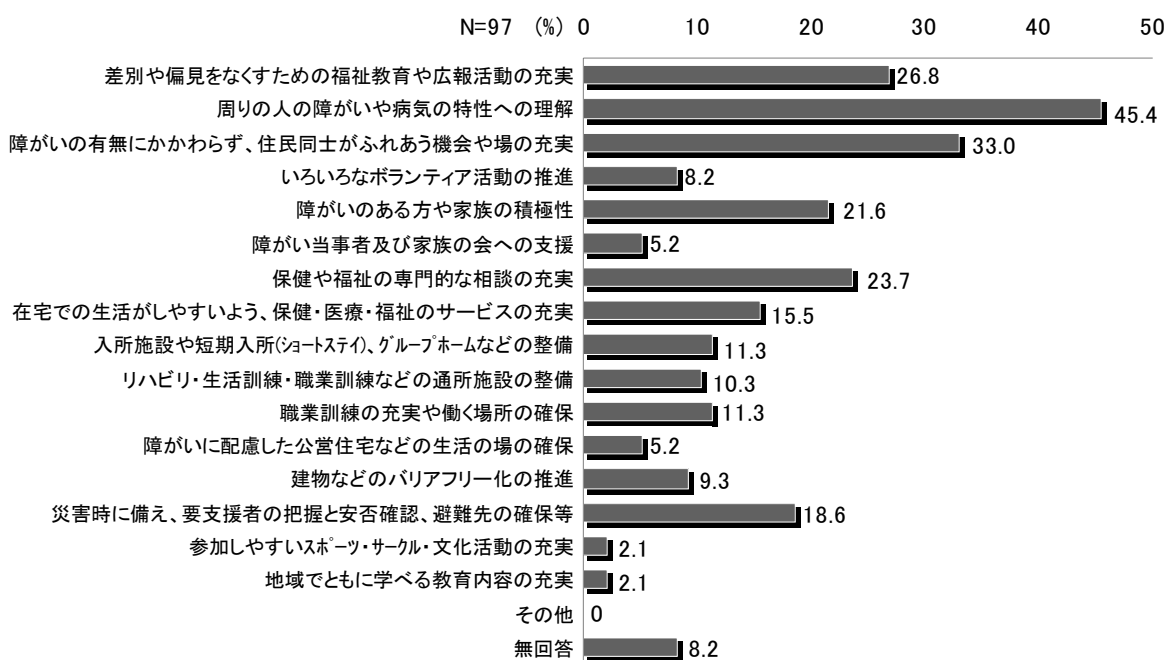
⑨避難時の困りごと

避難する際に困ることは、「困ることはない」が34.0%と最も多くなっており、次いで「避難所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」（20.6%）の順となっています。

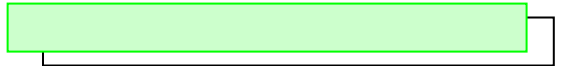


⑩障がいのある人にとっても住みよいまちにするために

障がいのある方にとって住みよいまちをつくるために必要なことは、「周りの人の障がいや病気の特性への理解」(45.4%)が最も多く、次いで「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」(33.0%)、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」(26.8%)の順となっています。



第3章 基本的考え方



1 基本理念

本町における障がい者福祉施策等については、これまでも障がいのある人や支える家族に対して、障がい福祉サービスを中心として展開してきました。

しかしながら、少子高齢化の進行や生活様式の変化等、社会経済情勢の変化が進む中、高齢化による身体障がい者数の増加、障がいの重度化・重複化、うつ病等の増加などにともない、障がい福祉サービスのニーズも多様化しています。

国においては、障害者自立支援法の廃止が決定以降、平成 22 年 6 月には、国の障害者制度改革推進会議等の検討を踏まえ、「障害者制度改革推進のための基本的な方向」が示されました。その内容としては、地域生活の実現、障害者定義の明確化、障害者基本法の改正、障害者差別の禁止等、制度改革の基本的方向が打ち出されています。

平成 23 年 8 月には障がい者支援の基本原則等を定めた「障害者基本法の一部を改正する法律（以下「改正法」）が施行され、『全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現すること』が目的として掲げられました。障がいのある人の定義については、心身の機能の障がいに加え、社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされました。

平成 24 年 3 月には、障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」の平成 25 年 4 月の施行の方向が閣議決定されました。

こうした障がいのある人の実態、法律や制度の動向を踏まえて、大紀町における障がい者福祉施策の基本理念を掲げ、取り組んでいきます。

<基本理念>

障がいのある、なしに関わらず、すべての町民が分け隔てられることなく、支え合いながら、安心して、ともに暮らしていけるまちをめざします。

そのためには、以下の3点を踏まえて、本計画を進めていきます。

①ノーマライゼーション

障がいのある人が「ニーズを満たすのに特別な困難を持った普通の市民」であるという認識のもと、障がいのない人と平等に生活し、活動する社会をめざす。

②リハビリテーション

障がいのある人がそれぞれのライフステージにおいて自らの可能性を自覚し、自立した生活を送るために必要な支援を行う。

③バリアフリー

障がいのある人の社会参加を困難にしているすべての障壁の除去をめざす。

<基本的視点>

本町では、次に示す2つの視点を前期計画から引き続き取り組み、障がい者施策を展開していきます。

(1) 障がいのある人の人権の尊重

行政をはじめ、住民や関係機関等が障がい及び障がいのある人への正しい認識を持ち、すべての障がいのある人が一人の生活者として有する基本的人権を尊重し、自立した生活の支援を行うことを目標に、施策の展開を図ります。

(2) 障がいのある人の視点に立った施策の展開

障がい者福祉施策を推進するにあたっては、障がいのある人自身や家族、親の会や福祉会等の任意団体の意見や要望を傾聴し、施策に反映するよう留意します。

2 計画の基本目標

本町における障がい者計画については、基本的視点を持ち、基本理念の実現を図るために、以下の基本目標を設定することとします。

基本目標1 地域でともに生活するために

障がいのある人が、地域でともに生活していくためには、障がい福祉サービスをはじめとする日常的な生活を支えるサービスの充実が必要です。障がいのある人のニーズにきめ細かく対応できるよう、サービス提供事業者への働きかけを行う等、サービス提供体制の充実を図ります。

基本目標2 地域で健やかに暮らしていくために

町民すべてが、健やかに暮らし続けるために、また、障がいの早期発見や治療、療育に結びつけていくために、保健や医療の充実を図ります。
また、関係機関と連携し、健康増進をはかるよう啓発を推進します。

基本目標3 社会的自立を促進するために

障がいのある人、障がいのある子どもへの支援として、保育期の療育相談や就園・就学相談、学童期の相談体制等について充実を図り、障がいのある子どもの健やかな成長を目指します。保育所や保健師等の関係機関との連携を深め、適切な教育・療育が行える体制づくりを促進します。

障がいのある人の職業的自立を促進するため関係機関等との連携を強化し、地域における就労への支援を行います。

基本目標4 生活の質の向上を目指して

障がいのある人が住み慣れた地域で、生活の質を高めながら過ごすためには、正確で確かな情報を得て、活用することが重要です。このため、様々な手段で、すべての人が情報を得やすくしていきます。

また、障がいのある人が生きがいを持って、豊かな生活ができるように、スポーツや文化活動を支援していきます。

基本目標5 安全な暮らしを確保するために

障がいのある人の自立と社会参加を図ることや住み慣れた地域で生活するためには、外出しやすい福祉のまちづくりが重要となります。

そのためには、公共施設をはじめとする建築物や道路、公共交通機関など、移動等に伴う物理的な障壁をとりはらうバリアフリー化とすべての人に使いやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進める必要があります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に障がいのある人等の災害時要援護者の安否確認や避難などの対策が急務となっています。そのため、地域の人々が一体になって障がいのある人や高齢者等の支援が必要な人を助けあう誰もが住みよいまちづくりを積極的に推進していきます。

基本目標6 心のバリアを取り除くために

すべての町民が住み慣れた地域や家庭において暮らしていくことができる社会こそが「ノーマライゼーション」の理念であり、町民が一体となって障がいや障がいを抱える人たちに対して十分理解することを通じて、お互いに配慮していくことが必要不可欠となります。

そのためにも、啓発活動の強化をはじめとし、障がい者とのふれあいの場の充実を図る等、心のバリアフリー（障がい者理解）を推進し、障がいのある人もない人も相互理解が深まるような施策の推進に努めます。

3 計画の体系

本町における障がい者計画については、基本理念の実現に向けて、基本目標に沿って各施策を推進することとします。

基本目標	施策の方向
基本目標 1 地域でともに生活するために	1 障がい福祉サービスの充実 2 地域生活支援事業の充実 3 安心して生活するための支援の充実
基本目標 2 地域で健やかに暮らしていくために	1 保健・医療サービスの充実 2 精神保健福祉施策の充実
基本目標 3 社会的自立を促進するために	1 とぎれのない支援の強化 2 特別支援教育の推進 3 就労・雇用の促進
基本目標 4 生活の質の向上を目指して	1 相談支援体制の充実 2 住環境の整備 3 スポーツ・文化活動の推進
基本目標 5 安全な暮らしを確保するために	1 バリアフリー化の推進 2 移動・交通対策の推進 3 防災・防犯体制の充実
基本目標 6 心のバリアを取り除くために	1 啓発・広報活動の推進 2 福祉教育の推進 3 ボランティア活動の推進

第4章 障がい者福祉施策の方向



基本目標 1 地域でともに生活するために

1 障がい福祉サービスの充実

今後は「障害者自立支援法」から平成 25 年度よりスタートを予定している「障害者総合福祉法」にもとづく障がい福祉サービスが展開されることとなります。

今後、現在の利用者の満足度をさらに高めていくためにも、一人ひとりの障がいの程度に応じた障がい福祉サービスの提供が求められます。

また、障がいのある人の在宅での生活には介助者の支援が欠かせないものであり、今後も心身両面でリフレッシュしながら介助を行っていただくためにも、ショートステイ等の介助者の休息がとれるようなレスパイトケアについても充実を図っていく必要があります。

①きめ細やかなサービス提供への取り組み

個々の障がいのある人のニーズに合わせた福祉サービスが提供できるよう、社会福祉協議会等との連携や、障がい福祉サービスの提供事業所等との連携を強化します。

②訪問系サービスの充実

日常生活上の支援等障がいのある人の居宅での生活を支えるため、障がい福祉サービスの居宅介護のニーズに応じて提供できる体制の整備に努めます。また、視覚障がい者が必要なときに利用できる同行援護によるヘルパーの派遣について、事業所と連携し推進していきます。

③日中活動系サービスの充実

本町における日中活動系サービスは、障がいのある人のニーズに基づいたサービス提供ができるようサービス提供体制の整備に努めます。

④居住系サービスの充実

本町における居住系サービスは、身体障がい者、知的障がい者の生活の場としての入所施設は空きがなく待機の状態ですが、その確保に努めます。

また、施設入所から移行するにあたっての居住の場の確保にも努めます。

⑤計画相談支援の実施

平成 24 年度より支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援並びに障がい児相談支援を実施し、きめ細やかな支援を実施していきます。また、相談支援専門員の確保等相談支援体制の充実に努めます。

⑥地域移行支援・地域定着支援の推進

平成24年度から障がいのある人が施設等から地域に移行する“地域移行”の支援も促進が図られます。そのため、本町においても施設から地域への移行を支援する地域移行支援や、地域での生活を支援する地域定着支援を進めていきます。

⑦介助者支援の充実

障がいのある人の生活を支える配偶者や親等の介護者への支援策として、介護相談、介護教室を周知し、内容の充実に努めます。

2 地域生活支援事業の充実

「地域生活支援事業」は、障がいのある人の地域生活を支援していく上で必要とされるサービスの提供を行うことを目的としており、「相談支援事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」等があります。

今後も障がいの状況、ニーズに応じ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、移動支援、相談支援等を継続していく必要があります。

①地域生活支援事業の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう事業を実施します。必須事業として、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、任意事業として、日中一時支援事業、生活訓練事業、福祉ホーム事業、社会参加促進事業を実施します。

3 安心して生活するための支援の充実

障がいのある人が安心して生活するためには、特に知的障がい者や精神障がい者等判断能力が不十分な人たちに対する権利擁護が重要となります。来年度より、法改正により制度の充実がなされ、地域生活支援事業の中で成年後見制度利用支援事業が必須事業化され、実施されることとなります。

①権利擁護の推進

意思能力が不十分な障がいのある人については、各種説明会の実施や広報紙等の媒体を通じて成年後見制度の周知を図り、権利擁護を推進します。

②各種手当、年金制度等の周知

障がいのある人の経済的な安定を支援するため、各種手当や年金制度の周知を図ります。

③各種割引制度や助成制度の周知

身近な相談や支援活動をしている身体障がい者・知的障がい者の各相談員から各種割引制度や助成制度を周知し、利用促進を図ります。

基本目標 2 地域で健やかに暮らしていくために

1 保健・医療サービスの充実

障がいについての基礎的な知識を、障がいのある人を含め町民に理解を促すとともに、発生予防の必要性について啓発していく必要があります。また、早期発見・早期治療を行う上では、健康診査は非常に重要な役割を担っており、今後も、受診率の向上に努める等の取り組みが必要となります。

①健康増進事業の充実等

健康の保持・増進、疾病の発症や重症化を予防するため、健診の受診勧奨や生活習慣の改善指導等の健康増進事業の充実を図ります。また、広報紙等で、健康づくりに関する普及啓発を行います。

②訪問指導の充実・強化

在宅の障がいのある人の健康管理や維持増進を図るため、保健師等による訪問指導の充実・強化に努めていきます。

③医療機関との連携

適切な治療が継続できるよう、医療機関との連携を強化していきます。

2 精神保健福祉施策の充実

精神障がい者施策については、入院医療を中心とした施策が進められてきましたが、平成16年に国から「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が発表され、精神保健福祉施策について「入院医療中心から地域生活中心へ」の方針のもと、国民の理解の深化、精神医療の改革、地域生活支援の強化といった目標が打ち出されました。その中で今後10年間の必要な精神病床数を7万床削減するという数値目標が定められています。

こうした「入院医療中心から地域生活中心へ」という方針は、その後の障害者自立支援法等にも反映されており、改正法においても、精神障がい者の地域生活への移行支援に重点が置かれています。

そのため、本町においても施設から地域への移行を支援する地域移行支援や、地域での生活を支援する地域定着支援を進めるとともに、地域住民に対する障がいのある人への理解を深め、地域で障がいのある人とともに暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

①障がいの発生予防と精神障がいへの理解の促進

精神障がいの相談支援窓口について、広報紙等で周知に努め、正しい知識の普及啓発をし、精神障がいの発生予防や精神障がい者に対する誤解や偏見の除去に努めます。

②関係機関・団体との連携強化

精神障がい者施策の総合的な推進と各施策の円滑な実施を図るため、精神障がい者施策に関わる関係機関・団体と連携し、精神障がい者に対する保健・医療・福祉を含めた総合的な施策を推進していくことができるよう努めます。

③地域移行支援・地域定着支援の推進

国においては平成24年度から障がいのある人が施設等から地域に移行する“地域移行”の支援も充実が図られます。そのため、本町においても施設から地域への移行を支援する地域移行支援や、地域での生活を支援する地域定着支援を進めていきます。

④社会復帰の促進

社会復帰を促進し自立することを支援するため、通所授産施設やグループホーム等、日々の生活の場の整備について広域的に検討をし、推進していきます。

⑤医療体制の確立

精神科における救急医療体制、重症な入院患者や身体合併症を有する障がいのある人に対する医療体制の確立とリハビリテーション医療の促進を働きかけます。

基本目標 3 社会的自立を促進するために

1 とぎれのない支援の強化

就学前から学校へ、学校から社会へとニーズや支援内容が変化する時に適切な支援の継続を関係機関等の協力体制によって丁寧に行い、生涯にわたる支援がより効果的に行えるようにすることが大切です。それらの移行期に引継を確実にするとともに、ライフステージに応じた生涯にわたる支援を行っていくことが大切です。

また、障がいのある子どもにとって、障がいを早期に発見し、適切な療育を行うことにより、成長や発達に著しい効果が見られます。早期療育に当たっては家庭の果たす役割が大きいことから、保護者が気軽に相談できる仕組みづくりが必要となります。

①受け入れ体制の整備と向上

支援の必要な子どもの受け入れについて、ニーズに応じて対応することができるよう、各保育園に保護者からの相談窓口（保育士）を設置し、関係機関との連絡や調整を図ります。また、全ての保育士が特別支援保育・教育の知識等を深める研修会等に参加し、その体制づくりに努めます。

②発達障がいのある子どもへの支援の充実

教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がいや注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等発達障がいの早期発見に努めるとともに、早期の発達支援、専門的な発達支援、特別支援教育等、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくり等、発達障がいのある子どもへの支援の充実に努めます。

③障がいの早期発見・早期治療

妊産婦や乳幼児に対する健診や相談、訪問等により、治療や療育に必要な乳幼児の早期発見に努めます。後天的障がいについても、各種健診や訪問指導、健康教育等を関係機関との連携のもと、障がい及びその原因となる疾病の早期発見治療に努めます。

2 特別支援教育の推進

障がいのある全ての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進することが必要です。

「特別支援教育」とは障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことです。

① 校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置します。

② 特別支援教育コーディネーターの指名

特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。

③ 「個別の教育支援計画」の策定と活用

長期的な視点に立ち、一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めます。

④ 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠です。各学校は、校内研修や校外での研修に参加することにより専門性の向上に努めます。

⑤ 専門性の強化

障がいの有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施を進めます。

3 就労・雇用の促進

働くことは収入を得て経済的基盤を確立することのみならず、社会参加を果たし、地域社会において自立した生活をしていくことが可能となります。さらに、障がいのある人自身は新たな生きがいを見だし、充実した生活を送る上でも重要な役割を果たしています。

今後、障がいのある人の雇用の機会の拡大や継続を支援する相談支援体制を充実させるとともに、各関係機関との連携を図りながら、企業に対して障がいのある人を雇用することへの理解を得るための啓発を行う必要があります。

同時に職場に受け入れるための障がいのある人への理解が必要と考えられます。また、障がいの特性から仕事、作業はできても、自分に合ったものがないため、就労や作業をするに至っていないケースも多くあります。そのため、サービス提供事業者との協力のもと就労の場づくりを進めるとともに、公共職業安定所等と連携し、一人でも多くの障がいのある人が就労へとつながるように支援していく必要があります。

①民間企業等への雇用促進

「障害者の雇用と促進等に関する法律」についての周知を図り、民間企業等の障がいのある人の雇用促進に努めます。また、障がいのある人の雇用に対する企業への支援策の強化について、関係機関に働きかけます。

②障がいのある人の就業情報の提供等

公共職業安定所が実施する障がいのある人の特別相談、巡回職業相談等に対する積極的な参加を促進し、障がいのある人の就業状況の情報提供に努めます。

③相談窓口の充実

障がいの内容及び程度、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、公共職業安定所等と連携して障がいのある人や企業に対する相談体制の充実に努めます。

④就労移行支援の充実

日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、生活訓練や機能訓練を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、実習や知識、能力の向上のための指導を行い、就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。

⑤就労継続支援の充実

一般企業への常用的就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する等、就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。

⑥雇用・福祉・教育の連携強化

福祉施設や特別支援学校に対して就労支援の取り組みの強化を促進するよう努めます。また、学校在学中から一般雇用や雇用支援策に関する理解が深まるよう努める等、雇用・福祉・教育の連携を強化します。

⑦福祉的就労の場の確保

授産施設等の授産商品の充実を図るよう努めます。また、障がいのある人に対し、働く姿勢の養成と技術向上等の授産機能の充実が図られるよう支援していきます。

基本目標4 生活の質の向上を目指して

1 相談支援体制の充実

現在、本町においては、民生委員・児童委員や主任児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が身近な相談や支援活動を行っています。

また、専門的な相談については、相談支援事業所で対応しています。

今後は、相談ニーズに対応すべく相談機能の充実と相談窓口の情報提供を充実させていく必要があります。また、障がいの程度は様々であり、家庭環境によっても問題は広範なものとなります。したがって、今後においては、各種相談にきめ細やかに対応できるよう、相談を受けられる相談員や職員が、その知識を深めていくことが重要となります。

平成24年度より支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援等を実施し、きめ細やかな支援を実施していきます。

①相談体制の整備と活性化

民生委員・児童委員、並びに本町が委託している相談支援事業所を中心に相談機会の周知や相談活動の充実を図り相談しやすい環境づくりに努めます。

また、相談事業の啓発を図りニーズにあった相談支援体制を整えるとともに、利用しやすい環境整備に努めます。

②相談員の資質の向上

社会情勢の変化に伴い、障がいのある人の悩みも多種多様になってきています。相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実させ、資質の向上に努めます。

③障がいのある人の計画相談支援等の推進

障がい福祉サービスの利用者にあった支援を行うため、サービス等利用計画作成の相談支援体制を図り、計画相談支援等の推進に努めます。

⑤情報提供窓口の充実

情報の集約化を図り、各種制度や案内等の活用資料を収集し、展示コーナー設置等により、情報提供の充実を図ります。

⑥情報提供方法の検討

障がいのある人が生活していく上で必要な様々な情報の提供について、様々な媒体を活用しながら推進していきます。その中で視覚障がい者や、聴覚障がい者等に配慮した的確な情報提供の充実に努めます。

2 住環境の整備

障がいのある人が自立し、安全かつ快適に生活することができ、介護者の負担についても軽減を図るためには、在宅における日常生活にともなう不便さを解消することが、不可欠となります。

今後、住宅改修に関してのニーズに対応するため、住宅整備にかかわる助成制度の利用促進を図っていく必要があります。

①情報提供・相談体制整備

障がいのある人にとって安全で快適な住宅環境になるよう、各種情報の提供や相談体制の整備に努めます。

②助成制度の充実

住宅改造の意向がある障がいのある人及びその家族について、助成制度を周知し利用促進を図ります。

3 スポーツ・文化活動の推進

スポーツは、障がいのある人にとって、体力の維持・増強のみならず、機能訓練や機能回復はもとより、障がいのある人の自立や社会参加を促進し、健康的な生活を営む上では重要な役割を担っています。

本町においては、これまでもいろいろなスポーツ活動が行われていますが、障がいのある人もこれらの活動に気軽に参加し、楽しみながら機能回復や健康を保持・増進することができるような環境が必要となります。

①各種スポーツ教室等の充実

障がいの程度や特性、各自の意向に応じた各種スポーツの振興を図り、社会福祉協議会や各種団体主催のスポーツ大会やスポーツ教室等への参加を呼び掛けます。

②活動拠点のバリアフリーの推進

障がいのある人がスポーツ活動や、芸術・文化活動へ参加する機会の充実を図り、活動拠点についてもバリアフリー化された整備を推進していきます。

③指導者の確保・養成

スポーツ、レクリエーション活動や文化活動の振興のため、指導者の確保や育成に努めます。

④活動成果の発表機会の充実

文化活動等の活動成果の発表の場として、公的施設等を活用するなど発表機会の充実に努めます。

基本目標 5 安全な暮らしを確保するために

1 バリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が、平成18年（2006年）12月20日に施行されており、本町においてもこの法律に則って、公共施設のバリアフリー化を進めてきました。今後は、公共施設や民間施設を問わずバリアフリー化を推進し、新たな建物の建設の際には障がいのある人もない人もすべての人に使いやすいデザインである“ユニバーサルデザイン”の考え方を導入していくことが求められます。

道路や施設の段差等の問題とともに移動手段の問題が外出の大きな障害になっていることが考えられ、障がいのある人の社会参加を促進するためにも、移動支援を充実させていく必要があります。

①人にやさしい道路環境づくり

生活道路等について、歩行者の安全や有効幅員の確保、歩道の段差解消の整備等によりバリアフリー化を図りながら、必要に応じて点字ブロックの設置、カラー舗装等をすすめ、人にやさしい道路環境づくりを推進します。

②公共施設等のバリアフリーの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいて、バリアフリー化を含めた障がいのある人が安全で利用しやすい施設の整備をすすめます。新たな建物の建設の際には、障がいのある人もない人もすべての人に使いやすいデザインである“ユニバーサルデザイン”の考え方を導入していきます。

2 移動・交通対策の推進

道路や施設の段差等の問題とともに移動手段の問題が外出の大きな障害になっていることが考えられ、障がいのある人の社会参加を促進するためにも、移動支援を充実させていく必要があります。

①移動手段の確保

バス等の公共交通機関については、改善を検討していきます。また、障がいのある人の自動車の利用を支援するため、自動車改造助成事業や有料道路通行割引等の周知と利用促進を図り、障がいのある人が外出しやすくなるよう努めます。

②送迎や外出支援

外出支援については、障がいのある人の社会参加を促進するうえでも重要であるため、移動手段の確保について、福祉有償運送を推進し、利用者の利便向上に努めていきます。

3 防災・防犯体制の充実

本町においては地域防災計画をもとに地域防災組織の強化や防災訓練の充実等を進めてきましたが、この度、東日本大震災の発生を受けて、障がいのある人等の災害時要援護者への支援体制づくりが課題となっています。

障がいのある人の要望を踏まえて、関係各課、関係機関、民生委員等と協力して安否確認の体制づくりを進めていく必要があります。

また、防災のみでなく日常的な防犯活動も重要であり、地域の住民の協力が不可欠となります。そのため、日頃から障がいのある人に対する防災・防犯知識の普及、支援体制の充実等、地域における防犯・防災対策を推進する必要があります。

①自主防災組織の強化

防災訓練等への障がいのある人の積極的な参加を広報等で促し、災害を想定した実践的な訓練の充実を図り、防災意識の高揚に努め、自主防災組織の強化を図っていきます。

②情報収集伝達体制の確立

災害時に的確に情報伝達できるよう情報伝達の体制の確立に努め、特に視覚障がい者や聴覚障がい者については日常生活用具の普及啓発をし、日常より情報伝達方法の整備・充実に努めます。

③防災関係機関との連携等

障がいのある人が安心して暮らせるよう、ひとり暮らしの重度身体障がい者に緊急通報装置の設置促進を図り、緊急時や災害時に迅速に対応できるよう防災関係機関との連携を図ります。

基本目標6 心のバリアを取り除くために

1 啓発・広報活動の推進

本町では、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、広報紙やホームページへの障がい福祉に関する記事の掲載等、様々な啓発・広報活動を行っています。

障がいや障がいのある人への理解不足や差別や偏見について少しでも改善していけるように広報紙やホームページ等による障がいのある人もない人もお互いの理解を深める啓発活動を充実させていくことが必要です。

①啓発活動の充実

町民が障がいのある人に対して正しく理解や認識を深めることができるよう、町ホームページや広報紙等で、障がいのある人に必要な情報を幅広く広報していきます。また、障がい者団体との連携を図り、効果的な啓発に努めます。

②障がい者虐待防止等の啓発

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、平成23年6月に国会で成立し、平成24年10月に施行となります。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、障がい者虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の保護、自立支援のための措置、養護者の負担の軽減等が定められます。

本町においても、障がい者虐待の防止に関する啓発、虐待を発見した場合の通報義務等必要な事項の周知を図っていきます。

③各種イベントの活用

社会福祉協議会等が開催する各種イベントにて、町民に対し福祉意識の向上と障がいのある人に対する理解の充実を進めます。

2 福祉教育の推進

障がい者福祉の理念の普及・啓発のためには、幼少期から障がい者福祉に自然に親しむ教育が重要となります。

本町においても現在、幼児教育や小・中学校教育等における教育活動の場において、ボランティア等の体験学習、交流活動等に積極的に取り組み、福祉の心を育てる教育を推進しています。

今後においては、学校における福祉教育を積極的に推進していくとともに、子どもから高齢者まですべての町民を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解や関心を高める福祉教育の充実が必要となります。

①福祉教育の推進

子どもころから、思いやりや助け合う心を育む福祉教育を推進し、生涯にわたり福祉教育をすすめます。

②気軽に参加できる事業の推進

福祉ボランティア講座や講習会等、幅広く町民が気軽に参加できる事業を実施し、障がいのある人に対する理解を深めるよう努めます。

③交流機会の充実

障がいのある人が集う大会等の周知等に努め、障がいのある人と健常者がふれあうことによる障がいのある人への理解の促進に努めます。

3 ボランティア活動の推進

障がいのある人に対する理解を深めるためには、各種ボランティア活動に、だれでも、いつでも、気軽に参加できる環境づくりが重要となります。

また、今後も、ボランティア活動については、社会福祉協議会等と連携し、町民の意識の高揚、掘り起こしに努めるとともに、人材の育成、組織化を図る等、ボランティア活動の充実に努めなければなりません。

今後は、障がいのある人のニーズを踏まえた上で、社会福祉協議会との連携を強化し、町民誰もが気軽にボランティア参加に結びつくような環境づくりを進めていく必要があります。

①ボランティア活動の推進

社会福祉協議会を中心に、障がいのある人の求めるニーズを把握し、サービス提供ができるようボランティア活動の充実を図ります。

②ボランティアの育成

ボランティア活動に参加する機会の確保に努めます。また「点訳奉仕員」や「手話奉仕員」等の専門的な技術が必要となる場合は広域的な検討により確保育成に努めます。

**第5章 障がい福祉サービスの見込み量
と確保のための方策
(第3期障がい福祉計画)**



1 障がい福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方

第3期障がい福祉計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの数値目標を設定し計画的整備を進める中で、障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図ります。

(1) 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的考え方

① 必要な訪問系サービスを確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の確保に努め、立ち遅れている精神障がいのある人等を含め、障がいの種別に関わらず必要なサービスが受けられるよう充実・支援します。

② 希望する障がいのある人等に日中活動系サービスを確保

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努め、希望するサービスへの移行を推進します。

③ グループホーム等の充実を図り、入所・入院から地域生活への移行を促進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護を行なう居住）の利用促進に努め、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所又は病院への入院から、地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

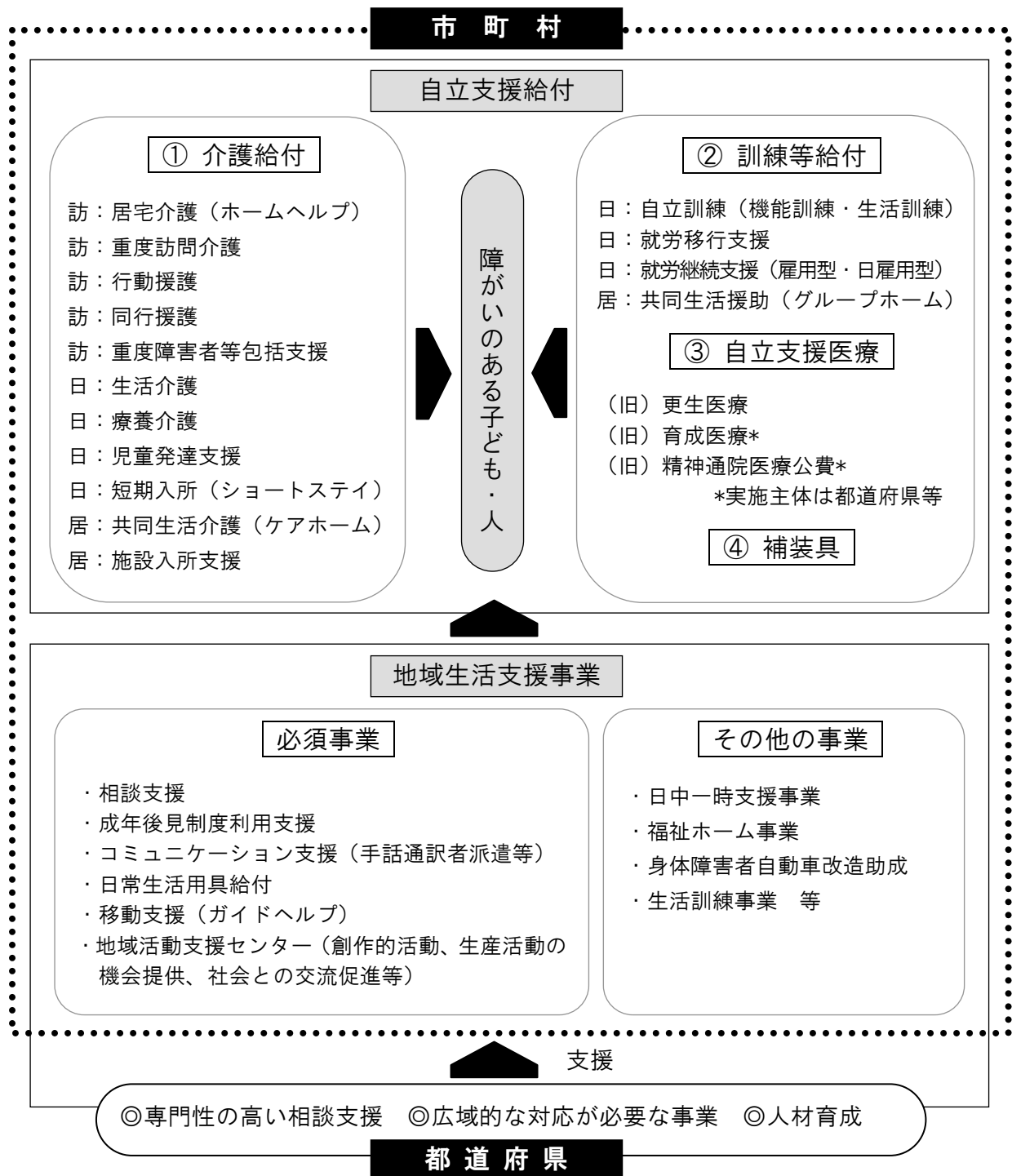
(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援を実施できる体制の整備を図り、相談支援事業を効率的に実施するため、ネットワーク化を充実します。

2 自立支援システムの全体像

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助の下で地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」があります。

自立支援システムの全体像



3 自立支援給付

自立支援給付は、①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の4つに分類されます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし所得に応じて一定の負担上限額が設定されています。

分類	内容
① 介護給付	・平成18年10月(一部同年4月)より新サービスが実施され、障がいの種別ごとに複雑に組み合わせられていた施設・事業体系は「①介護給付」にあたる居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、児童デイサービス、短期入所(ショートステイ)、共同生活介護(ケアホーム)、施設入所支援と「②訓練等給付」にあたる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)の2種類の体系に再編されました。
② 訓練等給付	
③ 自立支援医療	・自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。 ・対象となる主な障がいは、精神疾患、関節拘縮等の肢体不自由、白内障等の視覚障がい、心臓機能や腎臓機能等の内部障がいです。 ・平成22年4月から肝臓の機能障がい加わりました。
④ 補装具	・補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、平成18年10月より、自立支援給付に位置付けられた個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付等事業に再編されました。 ・新サービス移行以前は“現物給付”という概念でしたが、現在は“補装具費の支給”となり、利用者が1割を負担することになっています。

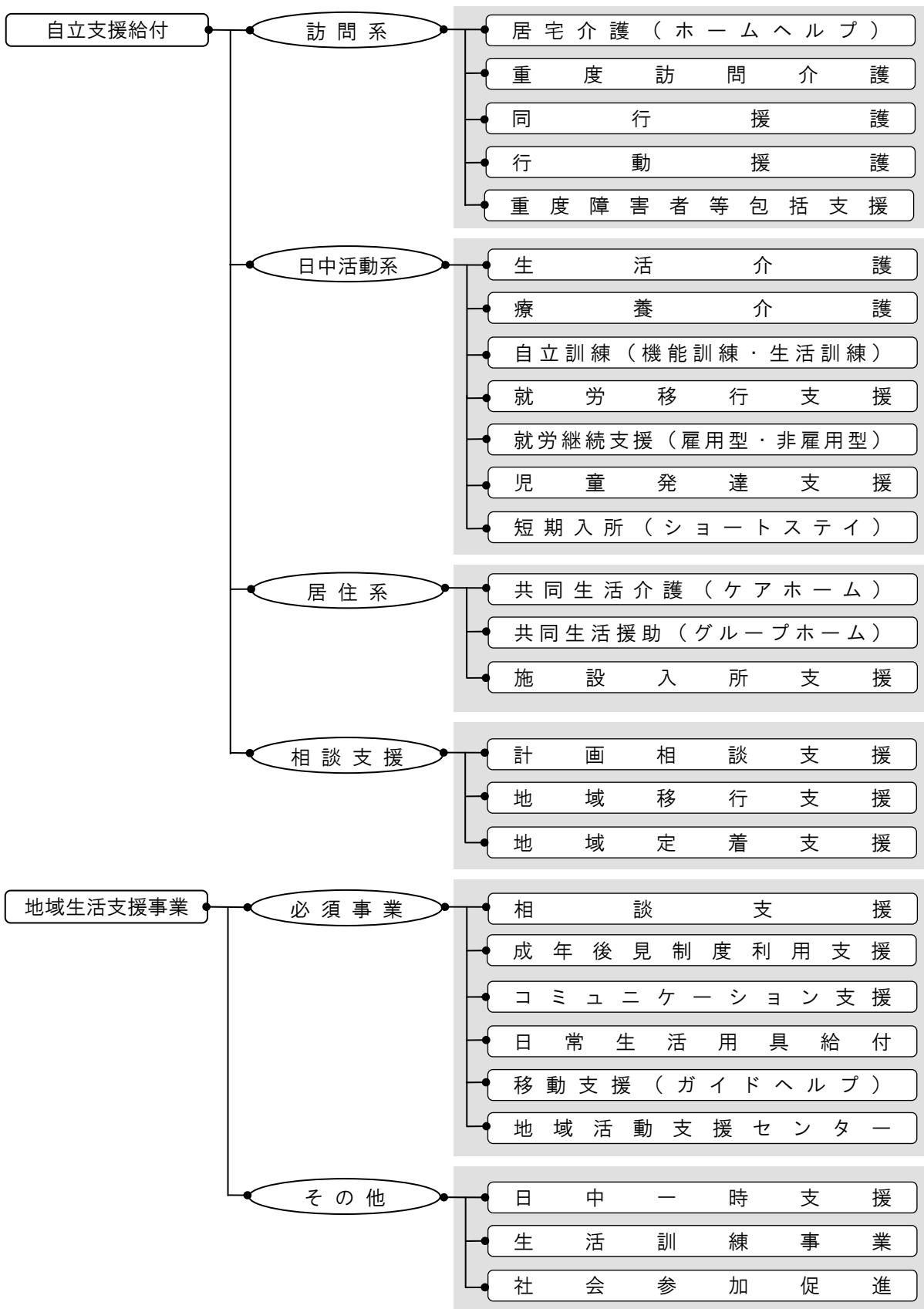
4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体となる法定化された事業です。障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としており、地域の実情に応じて県と連携しながら実施するものです。

必須事業は「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」ですが、平成24年4月の法改正により「成年後見制度利用支援事業」が必須事業となるため追加されます。また、地域の実情に応じて日中一時支援事業や生活訓練事業等その他の事業を実施しています。

地域生活支援事業の係る費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。

障がい福祉サービスの体系



5 第3期計画策定にあたっての考え方

第3期計画の策定にあたっては、平成22年12月10日に交付された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の変更点を踏まえて策定するものとします。

(1) 相談支援の充実

障がいのある人と障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある人等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、平成24年4月1日施行の法改正より相談支援体制が見直されます。

相談支援サービスの充実のためのポイントは以下のとおりです。

①一般的な相談支援

町が委託する相談支援事業者により障がいのある人や障がいのある子どもからの相談を受けるものですが、見直し後は町の委託できる対象が指定特定及び一般相談支援事業者に拡大し、相談支援の充実を図ります。

②サービス等利用計画の相談支援

これまでは、指定相談支援の枠組みにおいて、サービス利用計画の作成とモニタリングを実施してきました。見直し後は計画相談支援となり、サービス等利用計画の作成のほか、サービス利用支援・継続サービス利用支援を実施して支給決定の参考にするとともに、対象を障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人と障がいのある子どもへと拡大します。また、これまで相談支援事業者の指定は県知事が行っていましたが、町長が特定相談支援事業者を指定するものとなり、より適切なサービスの利用を促進します。

③地域移行・地域定着のための相談支援

これまでは、県による精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施してきましたが、見直し後は、個別給付による地域相談支援に再編され、より具体的なサービス内容が定められます。地域相談支援は地域移行支援と地域定着支援の2種類があり、地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を行う「地域移行支援」と、居宅において単身で生活する障がいのある人や、地域生活が不安定な方の相談その他の便宜を供与する「地域定着支援」の連携により、障がいのある人の地域への移行と定着を促進します。

④障がいのある子どもの相談支援

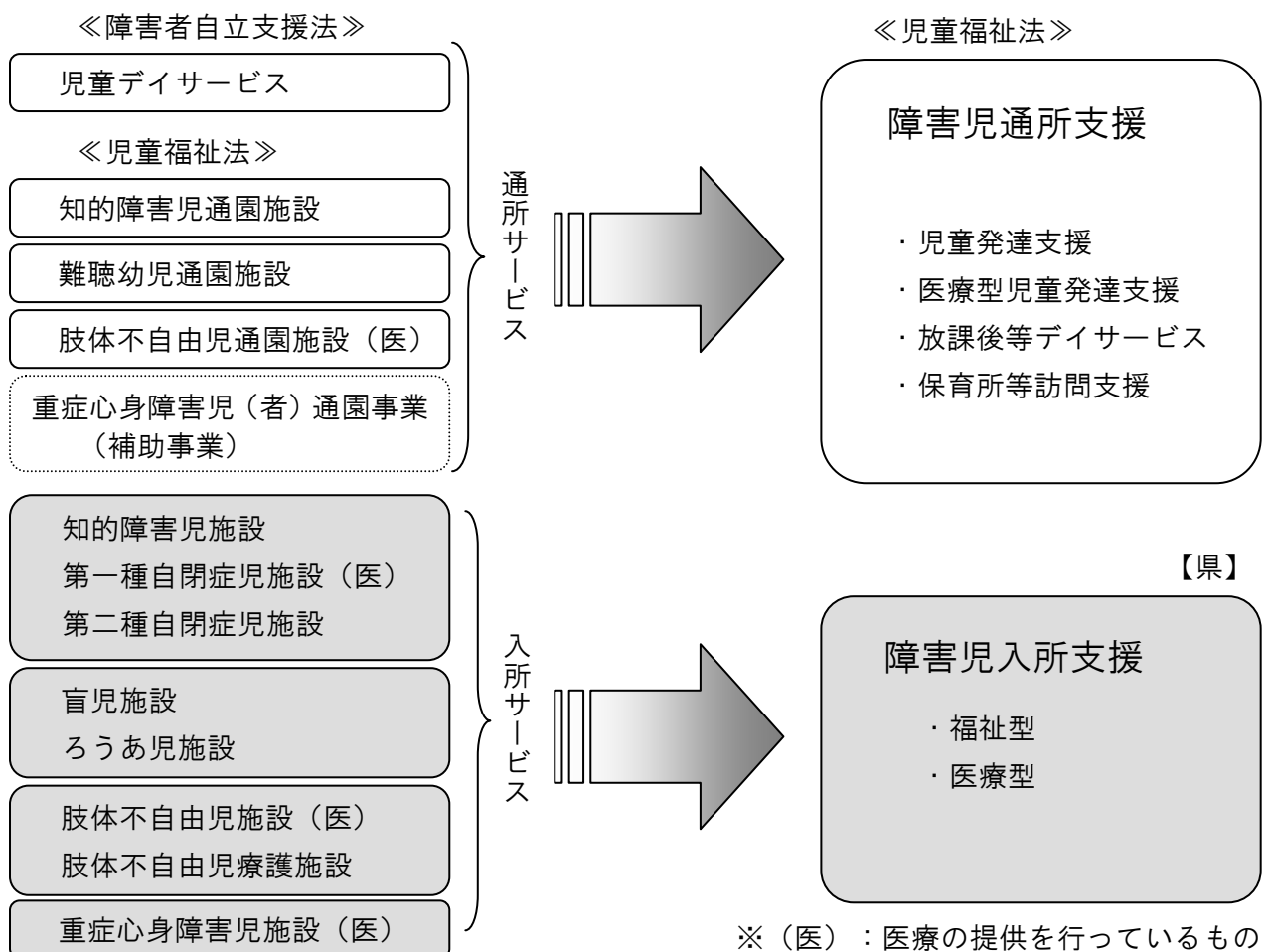
居宅サービスのサービス等利用計画については、計画相談支援で行います。通所サービスのサービス等利用計画については、個別給付による障害児相談支援を創設して障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を実施します。なお、障がいのある子どもの入所サービスについては児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外となります。

(2) 障がいのある子どもの支援の強化

障がいのある子どもを対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法（児童デイサービスのみ）に基づき実施されてきましたが、平成24年4月1日施行の法改正に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化します。また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障がいのある人に対する施策により対応することとなります。

障がいのある子どもの支援の強化を図るため、これまで障がい種別ごとに分かれていた施設体系は、通所・入所の利用形態の別により一元化します。

障害児施設・事業の一元化イメージ

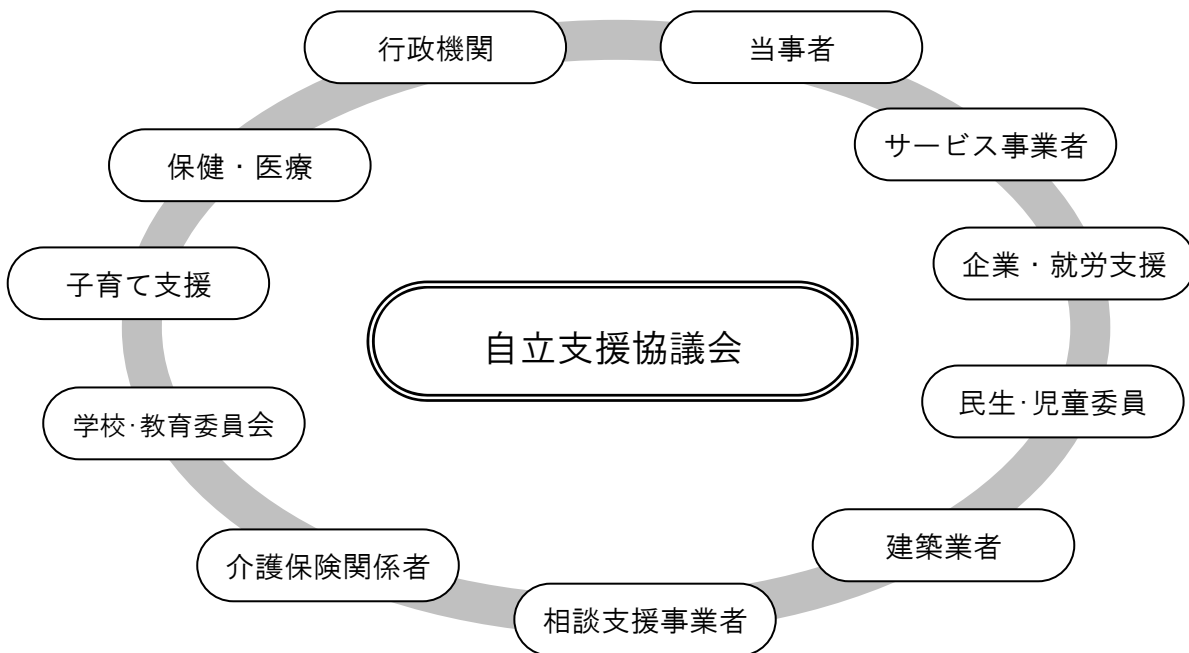


(3) 自立支援協議会

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

平成 24 年 4 月施行の法改正により法定化されたことを踏まえ、自立支援協議会運営の活性化のための方策や、相談支援の充実等の制度改正を踏まえた自立支援協議会が担うべき役割について検討を求められています。

自立支援協議会を構成する関係者



6 平成 26 年度の目標値

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第 1 期計画策定時の平成 17 年度において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホーム（GH）やケアホーム（CH）、一般住宅等の地域生活に移行する障がいのある人を見込み、その上で、平成 26 年度末における地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、地域生活への移行者数については“平成 17 年 10 月時点の入所者数の 3 割以上”を移行者数とし、入所者数については“平成 17 年 10 月時点の入所者数の 1 割以上の削減”を基本目標としています。

本町においては、高齢化する介護者の実情を踏まえ、入所者の削減を見込まず、入所者を 4 人とします。地域生活移行者数については 1 人を目標とします。

項目	数 値	考 え 方
第 1 期計画策定時 入所者数 (A)	15 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
平成 26 年度 入所者数 (B)	19 人	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込 (A - B)	△4 人 (削減率：%)	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	1 人	平成 26 年度末までに、施設から地域移行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、平成 17 年度の移行者実績の 4 倍以上を目指すことになっています。本町においては地域の実情を踏まえ、一般就労への移行者の目標は 1 人とします。

項目	数 値	考 え 方
第 1 期計画策定時 年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度 年間一般就労移行者数	1 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業の推進

就労支援事業の推進を図るため、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を通じて、平成26年度末における就労支援利用者に関する数値目標を設定します。

①就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者のうち、平成26年度中に就労移行支援事業を利用する人を1人以上にすることを目指します。

項目	数値	考え方
平成26年度末時点 福祉施設利用者数	56人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成26年度 就労移行支援事業利用者数	1人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

②就労継続支援事業（雇用型）の利用者の割合

平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援事業（雇用型）の利用者の割合を1割以上にすることを目指します。

項目	数値	考え方
就労継続支援（雇用型）利用者 （A）	1人	平成26年度末時点の就労継続支援（雇用型）の利用者数
就労継続支援（非雇用型）利用者 （B）	25人	平成26年度末時点の就労継続支援（非雇用型）の利用者数
就労継続支援利用者 （A+B）	26人	平成26年度末時点の就労継続支援の利用者数
【目標値】 就労継続支援（雇用型）利用者の割合 （A） / （A+B）	3.8%	平成26年度末時点の就労継続支援の利用者のうち、就労継続支援（雇用型）の利用者の割合

7 自立支援給付の目標値

(1) 介護支援給付

①訪問系サービス

1) 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・ 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・ 障がい程度区分1以上（要支援程度）の人が利用の対象となります。

2) 重度訪問介護

- ・ 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
- ・ 障がい程度区分が区分4以上（要介護3程度）で、二肢以上に麻痺があり、かつ障がい程度区分の認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人が対象となります。

3) 同行援護〔第3期において新設されたサービス〕

- ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出時において、その障がいのある人に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等（代筆・代読含む）を行うサービスを提供します。

4) 行動援護

- ・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を提供します。
- ・ 障がい程度区分が区分3（要介護2程度）以上で、区分認定での行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上である人が対象となります。

5) 重度障害者等包括支援

- ・ 介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
- ・ 常時介護が必要な人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。
- ・ 障がい程度区分が区分6（要介護5程度）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有しており、四肢すべてに麻痺があり寝たきり状態の人のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人あるいは最重度の知的障がいのある人が対象となります。

[実績と見込み量]

(単位：時間分)

月平均 利用時間	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
数値	71	106	101	122	142	151

※平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

身体介護や家事援助等の短時間の集中的な利用や、重度訪問介護等の長時間滞在型サービス、同行援護・行動援護等の外出時の援護など、ニーズに合った見込み量の確保のため、隣接のサービス提供事業者と連携を図ります。

現在のサービス提供事業者は、大紀町 2、多気町 2、伊勢市 1 の計 5 事業者で、8 名の受給者が利用しています。

②日中活動系サービス

1) 生活介護

- ・常に介護を必要とする人に、主に昼間に事業所で入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ・常時介護が必要な障がいのある人で、障がい程度区分 3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分 4）以上、又は年齢が 50 歳以上で、障がい程度区分 2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分 3）以上の場合に対象となります。

[実績と見込み量]

(単位：人日分)

月平均 利用日数	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
数値	307	399	404	563	526	532

※平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

生活介護は、自立訓練、就労継続支援等の訓練等給付サービスを組み合わせて実施することが可能なため、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

現在のサービス提供事業者は、大紀町 1、多気町 2、玉城町 1、松阪市 1、伊勢市 1、志摩市 1、紀北町 1、四日市市 1、津市 4、名張市 2 の計 15 事業者で、25 名の受給者が利用しています。

2) 療養介護

- ・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数	0	0	0	0	0	0

※平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

平成 18 年度より療養介護の実績はありませんが、今後の利用者に備えて、サービス提供事業者と連携を図りながら利用量の確保に努めます。

3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- ・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。

[実績と見込み量]

(単位：人日分)

月平均 利用日数	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
機能訓練	32	18	0	23	23	23
生活訓練	34	16	0	31	31	31

※平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

現在、機能訓練並びに生活訓練の利用者はいませんが、それぞれの障がいのある人に応じた支給が出来るよう、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

4) 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。

[実績と見込み量]

(単位：人日分)

月平均 利用日数	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
数値	0	0	0	0	0	0

※平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

隣接町に就労移行支援の事業所がなく、平成 18 年度よりその実績はありません。今後、自立生活に向けての支援を進めるため、隣接町のサービス提供事業者に働きかけ、その利用量の確保に努めます。

5) 就労継続支援（雇成型・非雇成型）

- ・一般企業等への就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。非雇成型については、町の地域作業所が就労継続支援事業所に移行することにより、見込み量の増加が見込まれます。

[実績と見込み量]

(単位：人日分)

月平均 利用日数	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
雇成型	0	22	22	23	23	23
非雇成型	248	311	359	433	493	503

※平成 23 年度は、平成 24 年 2 月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

自立訓練事業所が隣接町にないことや障がい程度区分 3 以下の障がいのある人の日中活動の場として、就労継続支援の利用が多い状況です。今後も日中活動の場としての利用を推進するためサービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

現在のサービス提供事業者は、大紀町 2、南伊勢町 1、玉城町 1、松阪市 1、伊勢市 1、津市 3、鈴鹿市 1（雇成型）の計 10 事業者で、23 名の受給者が利用しています。

6) 児童発達支援（児童デイサービス）

- ・障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
- ・療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる子どもが対象になります。

[実績と見込み量]

(単位：人日分)

月平均 利用日数	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
数 値	4	16	13	35	40	50

※平成23年度は、平成24年2月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

療育手帳等の所持に関わらず年々、発達に障がいのある児童が増加傾向にあるものの、現在、その利用者は遠方のサービス事業者を利用している状況にあります。今後、その状況に応じたサービスが提供できるように、町内や隣接町のサービス提供事業者に働きかけ、連携を強化し、見込み量の確保に努めます。

現在のサービス提供事業者は、松阪市1の1事業者で、3名の受給者が利用しています。

7) 短期入所（ショートステイ）

- ・自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・障がい程度区分1以上の障がいのある人等が対象になります。

[実績と見込み量]

(単位：人日分)

月平均 利用日数	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
数 値	18	21	31	69	75	95

※平成23年度は、平成24年2月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

地域で生活するために重要なサービスであるため、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

現在のサービス提供事業者は、大紀町2、多気町1、玉城町1、松阪市1、津市1の計6事業者で、6名の受給者が利用しています。

③居住系サービス

1) 共同生活介護（ケアホーム）

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・障がい程度区分2以上に該当する知的障がい及び精神障がいのある人が対象になります。

2) 共同生活援助（グループホーム）

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ・障がい程度区分1以下に該当する知的障がい及び精神障がいのある人が対象になります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
ケアホーム	15	16	15	15	16	17
グループホーム	1	1	1	1	1	1

※平成23年度は、平成24年2月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

地域移行を円滑に進めるため、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

現在のサービス提供事業者は、大紀町1、松阪市1、伊勢市1、津市4、いなべ市1、名張市1の計9事業者で、15名の受給者が利用しています。

3) 施設入所支援

- ・夜間や休日、施設に入所している人に、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・障がい程度区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人が対象になります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数	18	17	20	21	20	19

※平成23年度は、平成24年2月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

施設と連携を図りながら、入所調整を行っていきます。また、地域生活への移行も進めます。

現在のサービス提供事業者は、大紀町1、多気町1、玉城町1、松阪市1、伊勢市1、志摩市1、紀北町1、四日市市1、津市2、名張市1の計11事業者で、20名の受給者が利用しています。

④相談支援〔計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）〕

1) 計画相談支援〔第3期において改正されたサービス〕

- ・第2期までは、自ら障がい福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人等を対象としてサービス利用計画を作成する相談支援として実施していましたが、障がいのある人や障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある人等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大することになりました。
- ・サービス内容は、障がいのある人の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもので、利用者像は、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人又は障がいのある子どもとなります。なお、介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を利用する場合については、町が、介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないこともあります。

2) 地域相談支援（地域移行支援）〔第3期において新設されたサービス〕

- ・相談支援の充実を目的に、法改正によって新たに個別給付化となったサービスです。
- ・住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うもので、障害者支援施設等に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人が対象となります。

3) 地域相談支援（地域定着支援）〔第3期において新設されたサービス〕

- ・相談支援の充実を目的に、法改正によって新たに個別給付化となったサービスです。
- ・常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うもので、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人が対象となります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

利用者数	見 込 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①計画相談支援	2	4	7
②地域移行支援	0	0	1
③地域定着支援	0	0	1

[サービス見込み量確保のための方策]

障がいのある人の地域生活を支援していくために、相談支援事業者と連携して必要な情報提供や利用者のニーズに対応していきます。

相談支援を実施する指定相談事業者の設置を進め、相談支援が必要な人が、障がいのある人の相談ニーズを受け止めた質の高い相談支援が利用できるよう、事業を推進していきます。

事業実施にあたっては、相談支援事業者と連携して関係機関が参画した個別支援計画の作成やモニタリングを実施し、個々の障がいのある人の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援体制の整備と充実を進めます。

◇自立支援給付の見込み量一覧

			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
(1) 訪問系	① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援	利用者数 (月平均人数)	10	12	12	
		平均利用時間/人 (時間)	12	12	13	
		サービス見込み量 (月平均時間分)	122	142	151	
(2) 日中活動系	① 生活介護	利用者数 (月平均人数)	29	27	27	
		平均利用日数/人 (日)	20	20	20	
		サービス見込み量 (月平均人日分)	563	526	532	
	② 療養介護		サービス見込み量 (年間利用者数)	0	0	0
	③ 自立訓練	機能訓練	利用者数 (月平均人数)	1	1	1
			平均利用日数/人 (日)	23	23	23
			サービス見込み量 (月平均人日分)	23	23	23
		生活訓練	利用者数 (月平均人数)	1	1	1
			平均利用日数/人 (日)	31	31	31
			サービス見込み量 (月平均人日分)	31	31	31
	④ 就労移行支援		利用者数 (月平均人数)	0	0	0
			平均利用日数/人 (日)	0	0	0
			サービス見込み量 (月平均人日分)	0	0	0
	⑤ 就労継続支援	雇成型	利用者数 (月平均人数)	1	1	1
			平均利用日数/人 (日)	1	1	1
サービス見込み量 (月平均人日分)			23	23	23	
非雇成型		利用者数 (月平均人数)	23	25	25	
		平均利用日数/人 (日)	19	20	20	
		サービス見込み量 (月平均人日分)	433	493	503	

			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
(2) 日 中 活 動 系	⑥ 児童デイサービス	利用者数 (月平均人数)	4	4	4
		平均利用日数/人 (日)	9	10	13
		サービス見込み量 (月平均人日分)	35	40	50
	⑦ 短期入所 (ショートステイ)	利用者数 (月平均人数)	9	9	10
		平均利用日数/人 (日)	8	9	10
		サービス見込み量 (月平均人日分)	69	75	95
(3) 居 住 系	① 共同生活介護	サービス見込み量 (年間利用者数)	15	16	17
	② 共同生活援助		1	1	1
	③ 施設入所支援		21	20	19
(4) 相 談 支 援	① 計画相談支援	サービス見込み量 (年間利用者数)	2	4	7
	地域 相談 支援	② 地域移行支援 サービス見込み量 (年間利用者数)	0	0	1
	③ 地域定着支援 サービス見込み量 (年間利用者数)	0	0	1	

8 地域生活支援事業の目標値

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護を行う人からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がいのある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、その他の障がいのある人の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。

障がいのある人が気軽に相談できるよう、身近な窓口体制の確立を図ります。さらに、各課・施設等において第一次的な相談を受けられるよう、職員の研修に努めます。また、福祉サービスに関する苦情の受付・対応についても検討を行います。

また平成24年の法改正により、総合的な相談業務を実施する機関として基幹相談支援センターの設置が求められています。

①障害者相談支援事業

- ・障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人や家族、介護をしている人からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会との連携等を行う事業です。
- ・平成24年の法改正によって設置が求められている基幹相談支援センターについては、設置を検討していきます。

[実績と見込み量]

(単位：箇所)

	実績値			見込値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

②市町村相談支援機能強化事業

- ・一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。
- ・具体的な事業内容としては、専門的な相談支援事業等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等です。

[実績と見込み量]

	実績値			見込値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- ・住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障がいのある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対して、入居に必要な調整等に関する支援を行う事業です。

[実績と見込み量]

(単位：箇所)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施箇所	0	0	0	1	1	1

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービス利用等の観点から成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで成年後見制度の利用を支援するほか、成年後見制度の普及促進を図ることでこれらの障がいのある人の権利擁護に資することを目的としています。

法改正により、平成24年4月から必須事業となります。

[実績と見込み量]

(単位：件)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用件数	0	0	0	1	1	1

[サービス見込み量確保のための方策]

成年後見制度に関する情報の周知を図り、成年後見制度の利用促進を図ります。

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳	1	1	0	1	1	1
要約筆記	0	0	0	0	0	1

[サービス見込み量確保のための方策]

適切にサービスを利用できるよう、情報の周知や三重県聴覚障害者協会との連携を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：件)

年給付・貸与件数	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
① 介護・訓練支援用具	4	2	1	3	3	3
② 自立生活支援用具	3	4	2	3	3	3
③ 在宅療養等支援用具	3	2	2	2	2	2
④ 情報・意思疎通支援用具	1	3	3	2	2	2
⑤ 排泄管理支援用具	223	232	189	230	230	230
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	4	0	2	3	3	3

※平成23年度は、平成24年2月末現在／排泄管理支援用具については、月数

[サービス見込み量確保のための方策]

適切にサービスを利用できるよう、情報の周知や障がいの特性に合った日常生活用具の給付に努めます。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活と社会参加を促進します。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数	3	3	4	4	5	5

※平成23年度は、平成24年2月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

サービス提供事業所が減少傾向にあり、サービスの提供が困難な状況にあります。より一層の連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

(6) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うため、継続して事業者へ委託することにより「地域活動支援センター」事業の充実を図ります。

①基礎的事業

- ・地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うものです。

②機能協化事業

- ・基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴等のサービス等の事業を併せて行うことで、充実した地域活動支援センター事業を実施します。

[実績と見込み量]

(単位：人分、箇所)

		実績値			見込値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
① 基礎的事業	利用者数	0	0	0	0	0	10
	実施箇所	0	0	0	0	0	1
② 機能強化事業	実施箇所	0	0	0	0	0	1

[サービス見込み量確保のための方策]

地域活動支援センターは、日中活動の重要な場として、相談支援の窓口として位置づけられなければならない事業ではあるものの、利用人数（定員）の確保ができない状況です。

隣接町などのサービス提供事業者と連携をとり、設置に向けて働きかけることに努めます。

(7) その他の事業

①日中一時支援事業

- ・障がいのある人等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数	9	10	10	10	12	15

[サービス見込み量確保のための方策]

隣接町を含む管内には、日中活動系のサービス事業者が少ないため、障がい福祉サービス事業者はもとより、介護保険サービス事業者の協力のもと、障がい程度区分に関わらず、障がい児(者)の日中の活動の場として位置づけ、それぞれのサービス提供事業所と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

現在のサービス提供事業者は、大紀町 5、南伊勢町 1、多気町 2、伊勢市 1、志摩市 1、松阪市 2、津市 1 の計 13 事業者で、10 人の受給者が利用しています。

②福祉ホーム事業

- ・現に住居を求めている障がいのある人につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与させることにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数	0	1	1	1	1	1

[サービス見込み量確保のための方策]

運営については、障がいのある人のための住居を、整備・提供する社会福祉法人等に委託して行い、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

現在のサービス提供事業者は、鈴鹿市 1 事業者で、1 人が利用しています。

③生活訓練事業

- ・視覚障がいのために、日常生活や歩行に支障がある障がい児（者）に対し、歩行訓練士が自宅等に訪問して、生活訓練及び歩行訓練の支援を行い、自立生活の便宜を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数	2	3	3	3	3	3

[サービス見込み量確保のための方策]

適切は事業運営ができる社会福祉法人等に委託して行い、日常生活に係るその他のサービス事業者とも連携して、見込み量の確保に努めます。

現在のサービス提供事業者は、津市 1 事業者で、3 人が利用しています。

④身体障害者自動車改造助成事業

- ・身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等社会活動への参加の促進を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数	0	0	0	1	1	1

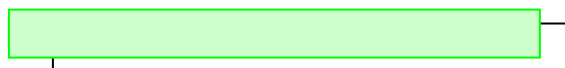
[サービス見込み量確保のための方策]

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

◇地域生活支援事業の見込み量一覧

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	1箇所		1箇所		1箇所	
② 相談支援機能強化事業	無		無		有	
③ 住宅入居等支援事業	1件		1件		1件	
(2) 成年後見制度利用支援事業	1件		1件		1件	
(3) コミュニケーション支援事業						
① 手話通訳者派遣事業	1人		1人		1人	
② 要約筆記者派遣事業	0人		0人		1人	
(4) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	3件		3件		3件	
② 自立生活支援用具	3件		3件		3件	
③ 在宅療養等支援用具	2件		2件		2件	
④ 情報・意思疎通支援用具	2件		2件		2件	
⑤ 排泄管理支援用具	230件		230件		230件	
⑥ 居宅生活動作補助用具	3件		3件		3件	
(5) 移動支援事業	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
	2箇所	4人	2箇所	5人	2箇所	5人
(6) 地域活動支援センター事業	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
	① 基礎的事業	0箇所 0人	0箇所 0人	1箇所 10人		
	② 機能強化事業	0箇所 0人	0箇所 0人	1箇所 —		
(7) その他の事業	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
	① 日中一時支援事業	7箇所 10人	7箇所 12人	8箇所 15人		
	② 福祉ホーム事業	1箇所 1人	1箇所 1人	1箇所 1人		
	③ 生活訓練事業	1箇所 3人	1箇所 3人	1箇所 3人		
	④ 自動車改造助成事業	1箇所 1人	1箇所 1人	1箇所 1人		

第6章 計画の推進体制



1 計画の推進体制

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策を展開するためには、行政による対応だけでなく障がいのある人の団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

加えて、庁内においても年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

資料編



1 大紀町自立支援協議会設置及び運営要綱

（設置目的）

第1条 障害のある人やその家族が、障害の状態や年齢にかかわらず地域の中で安心して生活を送ることができるような地域づくりを行うため、関係者が共同して地域生活に関わる課題を協議する大紀町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）個別事例及び困難事例への対応のあり方に関する事。
- （2）地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- （3）障害福祉サービスに係る実態及び改善に関する事。
- （4）障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事。
- （5）その他福祉ニーズへの対応策に関する事。

（組織）

第3条 協議会は、個別ケース会議、地域調整会議、地域検討会議及びサービス部門会議で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）保健・医療及び福祉関係者
- （3）教育関係者
- （4）前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 個別ケース会議は、障害のある人及びその家族（以下「障害者等」という。）、相談支援事業所職員及び行政職員等の関係者で構成し、障害者等に対する支援等について協議する。

3 地域調整会議は、5人以内の委員で構成し、個別ケース会議で協議されたものうち、地域全体の課題として検討することが必要であると判断したものを地域検討会議に送致する。

また、福祉サービス事業所の担当者等とサービス上の課題について協議を行う。

4 地域検討会議は、7人以内の委員で構成し、地域調整会議から送致された課題について協議を行い、その対応を決定する。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員のうちからそれぞれ互選する。
- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 地域検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 地域検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 4 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

- 第7条 協議会の事務局は、大紀町健康福祉課に置く。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置・運営に必要なことは、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以降、初回の委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、委嘱日から平成24年3月31日とする。
- 3 この要綱の施行日以降、最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、事務局長が召集する。

2 大紀町自立支援協議会と会議の流れ

大紀町自立支援協議会

地域検討会議

会議内容

○地域調整会議からの報告、提案を基に検討し、課題について必要な事項を町政に反映するよう提案する。

委員（7名以内）

- ・社会福祉協議会 1名、民生委員 1名 障害者施設代表 2名
障害者代表 2名、保健師 1名

提案

地域調整会議

会議内容

- 個別ケース会議からの課題を整理し、地域検討会議に報告・提案する。
- 専門分野からの意見や助言を取り入れ、福祉サービス事業所とのサービス上の課題を協議する。

委員（5名以内）

- ・健康福祉課長 1名、教育関係 1名、福祉サービス事業所 2名
地域包括支援センター 1名

報告

個別ケース会議

会議内容

- 相談支援事業所及び担当者において、障害者(児)及びその家族等から個々のケースを聴取しそのニーズを地域調整会議に報告する。

3 大紀町自立支援協議会委員名簿

役職	氏名	所属
会長	西村 主	大紀町身体障害者福祉会 会長
副会長	中桐 周平	大紀町社会福祉協議会 事務局長
委員	森田 常雄	大紀町民生委員協議会 会長
委員	梅田 淑子	手をつなぐ親の会 副会長
委員	柳 誠四郎	れんげの里 施設長
委員	今倉 守	共生園 施設長（前半）
委員	緒方 邦彦	共生園 施設長（後半）
委員	中村 たか子	健康福祉課 保健師

4 大紀町障がい者計画及び第3期障がい福祉計画策定の経過

実施日	内容
平成 23 年 8 月 8 日	大紀町自立支援協議会地域検討会 【議事内容】 1 あいさつ 2 大紀町障害者計画及び障害福祉計画の策定について 3 その他
平成 23 年 9 月～10 月	アンケート調査の実施 障がいのある人（身体・知的・精神）、障がいのある子ども、障がいのない人を対象に、生活実態やサービスの利用状況、障がい者福祉に対する考え等の意見をうかがいました。
平成 24 年 3 月 28 日	大紀町自立支援協議会地域検討会 【議事内容】 1 あいさつ 2 大紀町障害者計画及び障害福祉計画について 3 その他

大紀町障がい者計画及び第3期大紀町障がい福祉計画

発行 大紀町

編集 健康福祉課

〒519-2703

三重県度会郡大紀町滝原 1610 番地 1

TEL : 0598-86-2216 FAX : 0598-86-3276